

大学年報の成立と展開

— 開成学校から旧東京大学末まで —

所澤 潤

目次

一 解題

資料紹介の位置づけと目的

資料が示す年報の性格と沿革

翻刻資料の範囲

註

二 資料

年報別資料索引

凡例

翻刻資料

一 解題

資料紹介の位置づけと目的

明治初年から十年代にかけて、旧東京大学^[1]またはその前身の東京開成学校では、学校内の現況、一年間の沿革を詳述した『東京開成

学校年報』『東京大学年報』などという名称の情報量の多い図書が毎年刊行されていた。例えば、明治十三（一八八〇）年九月から十四（一八八一）年十二月を扱った『東京大学第一年報』は、全一九七頁に及び、目次の大項目として「東京大学改設及職制」「処務概略」「職員ノ事」「学生生徒ノ事」「内外教師教授等申報」「医員申報」「豫備門主幹申報」「小石川植物園担任申報」「博物場ノ事」「附属医院及附属病院ノ事」「図書ノ事」「器械器品ノ事」及び「経費収支計算ノ事」があたり、それぞれ詳述されている。当時の大学による編集の手が加わっているので厳密な意味での一次的資料とは言えないが、大学がその時点で把握している詳細な情報を毎年ほぼ同様な形式で整理したものであり、非常に資料的価値が高い。

明治初年の歴史研究をしている研究者の間では、こうした年報の存在はよく知られ、資料的価値の高さもよく認識されているが、従来研究に活用されたとは言い難い状況にあった。それは、歴史資料として利用するに当って、二つの難点があったからである。

一つは、所蔵している機関が少く、原本すべてにあたるのが困難であったということである。例えば、磯野直秀は「自然科学に限らず、明治一〇年代の諸学導入期の研究には、『東京大学法理文三学部年報』『東京大学年報』などが第一の基本資料だが、東大と国会図書館くらいしか現存せず（しかもそれぞれ欠本がある）、研究者の最大の悩みとなっている。どこかで翻刻していただけないものだろうか。相当の需要が見込めると思うのだが。」と語っている。そのような状況にあったため、全巻を見通して利用されることはほとんどなく、たまたま入手できた一部分が利用されるにとどまることが多かった。

もう一つの難点は、印刷本の年報の基本的性格が解明されていないことであった。①『文部省年報』に掲載されている学校の年報と印刷本の年報の関係が、両者の比較によってしか明らかにならず、法的な位置づけがはっきりしない。②学校の公的編纂物であるので、誤りはそれほど多くないと考えられるが、それでも掲げられている事実は、どの程度信頼性があるのか。③これらの年報からよく引用される外国人教師の申報（さきの目次では「内外教師教授等申報」）は、どのように日本語に翻訳されたのか、そしてどのような意図の下に、どのような性格のものとして掲げられたのか。④数多く掲げられた統計資料は、年によって調査の時点が異なっているが、毎年の数値を比較することに意味があるか。こうしたことは、資料として利用する場合に相当慎重な配慮を要請するものであった。

この資料紹介は、難点の内、後者の方を沿革文書に基いて解消す

ることを目的とし、年報の性格に関わる公文書を、開成学校期から明治十九（一八八六）年の帝国大学誕生に至るまでの東京大学所蔵現存公文書の中から選び、翻刻するものである。勿論、それ以降も年報の作成は続いていったが、それらに関する公文書資料の紹介は、別の機会に譲ることとした。

なお、難点の内、前者の方は、本年（一九九三年）三月から東京大学出版会により影印本が刊行されることによって解消される見通しである。

東京大学関係の年報の性格については、『東京大学百年史』編纂の過程である程度明らかにされ、かつて東京大学の『学内広報』に連載された「東大百年史編集室通信」で一九七六年に紹介された。その際に示されたのは、①稿本、②印刷本、及び③『文部省年報』所載のものがある、という点と、さらにそれぞれについての以下のような形態、内容、刊行状況等の情報である。

①の稿本は、東京大学附属図書館所蔵「五十年史料」中の稿本、及び公文書綴り『文部省往復』等の中に残された稿本である。前者は、明治十七（一八八四）年度の『東京大学第四年報』から始まり、明治十九年度の『帝国大学第一年報』を経て、大正十五（一九二六）年度の『東京帝国大学第四十一年報』までであるが、その内、大正二（一九一三）年度（第二十八年報）から十三（一九二四）年度（第三十九年報）までのものは、紛失したためか、現存していない。後者については、やはりすべてのものが残っているわけではないが、かなり多くの年のものが現存している。

②の印刷本は、東京大学という名称が生まれる以前の前身校の時代から存在する。東京開成学校については、第一年報は印刷されなかったと考えられ、明治七（一八七四）年分（必ずしも一月から十二月までを指すのではない。以下同様）の『東京開成学校第二二年報』から始まって、第五年報から東京大学法理文三学部年報となり、第八年報まで続く。一方東京医学校については、東京大学医学部となった後の明治十一（一八七八）年分の第五年報と明治十三年分の第七年報が確認された。明治十四年分から両者は統一されて四学部合同の年報として、『東京大学第一一年報』という名称で印刷され、第二年報は未確認だが、第三年報までが確認された。以上を紹介した後、東京大学百年史編集室は、未確認であった医学部第四年報、第六年報、東京大学第二二年報の印刷本の存在も確認した。各年報が対象としている時期は、表1の如くである。

- ③の『文部省年報』所載のものは、次の五期に分けられる。
- (1) 第一一年報（明治六年分） ～ 第十三年報（明治十八年分）
 - (2) 第十四年報（明治十九年分） ～ 第二十年報（明治二十五年分）
 - (3) 第二十一一年報（明治二十六年分） ～ 第六十五年報（昭和十二年分）
 - (4) 第六十六年報（昭和十三年分） ～ 第七十六年報（昭和二十二年分）
 - (5) 第七十七年報（昭和二十四年分）以降
- 右の中で最も詳細なのが(1)で、次に詳細なのが(3)の時期である。(5)の時期は、国立大学全体の総括表が掲げられているのみで、東京大学単独の資料は掲載されていない。なお、本資料紹介は、この内の(1)の部分に相当する。

表1 印刷本の対象期間（付稿本）

書名	対象期間
東京開成学校第二二年報	明治7年1月～12月
東京開成学校第三年報	明治8年1月～12月
東京大学法理文三学部第四年報	明治9年1月～8月
東京大学法理文学部第五年報	明治9年9月～10年8月
東京大学法理文学部第六年報	明治10年9月～11年8月
東京大学法理文学部第七年報	明治11年9月～12年8月
東京大学法理文学部第八年報	明治12年9月～13年8月
東京大学医学部第四年報	明治9年12月～10年11月
東京大学医学部第五年報	明治10年12月～11年11月
東京大学医学部第六年報	明治11年12月～12年11月
東京大学医学部第七年報	明治12年12月～13年11月
東京大学第一一年報	明治13年9月～14年12月
東京大学第二二年報	明治14年9月～15年12月
東京大学第三年報	明治15年9月～16年12月
東京大学第四年報（稿本）	明治16年9月～17年12月
東京大学第五年報（稿本）	明治17年9月～18年12月

また、①、②、③の三者の相互関係については、次の点が表示されている。

- (一) ①の内、「五十年史料」中の稿本は、文部省提出用の浄書本の写しであろうと推定される。
- (二) ①の内、「五十年史料」中の稿本は、②の印刷が中断されて以降のもののみがあり、学内用に控えとして保存されたと推定される。
- (三) ③の(1)の時期は、年報を抜萃し、改編したものである。(2)以降(4)までの時期は、関係記事又は統計がまとめられたにすぎない。

きなくなる。

編集室通信の右のような紹介は、現存している年報に掲載されている内容に基いたものであり、その背後にあった規定等については全く検討していない。

因に、東京大学関係の年報の内、印刷されたものは、編集室通信で紹介された段階では、表1に示した分しかなかったと考えられていたが、その後、一九八一年に湖北社から『工部大学校第式年報』(自明治十六年四月至明治十七年三月)の印刷本が復刻刊行された。工部大学校は現在の東京大学工学部の前身であるが、東京大学の学内には、その刊行された事実を伝える痕跡さえ全く見られなかったものである。同復刻本は原本の所在を示していないため、研究資料として依拠し得るかどうかに議論の余地があり、そのため筆者を含め、東京大学百年史編集室及び、その後身の東京大学史料室の関係者が調査してきた。しかし、各図書館、文書館等の所蔵図書目録中に書名が発見できず、現在のところ、復刻本以上の情報が全く得られていない。

以上は東京大学関係の年報についてであったが、それ以外の学校の年報についての研究に目を転じてみると、やはり同様に現存しているものに基いた調査にとどまっている。

例えば、一九七六年に札幌農学校の第一年報から第六年報までの英文版と日本語版が北海道大学図書刊行会から復刻刊行され、またその概要について解説が付され、利用の便に供されている。第五年報までは明治九(一八七六)年から毎年、第六年報は明治十四年か

ら明治十九年に至る六年間を扱っている。

また井上知則は、名古屋大学の前身の一つである愛知医学校と愛知病院(両者とも名称は変化する)が刊行していた七回にわたる報告(『院校報告』と略称している)について、編集・刊行形態の変遷、所収内容の概要、収録データの資料的特徴を紹介し、史料的价值を検討している。その紹介によれば、『院校報告』は明治六(一八七三)年二月頃から始まり明治三十一(一九九八)年十二月に及ぶもので、明治十三年頃には年報化することも企図されていたが、それは実現せず、第二報告のみが明治十三年八月から十四年七月の一ヶ年を扱ったにとどまった。しかし、広い意味では年報の範疇にはいるとみなしてよいであろう。

右の二つは、東京大学以外の学校年報を、復刻又は内容分析を通して歴史研究の資料として位置づけた例である。しかし、両者とも、それらが刊行された際に、開拓使や愛知県などがどのように関わっていたか、また刊行についてどのような規定があったかについてまで調査の手が伸びていない。

一方、学校年報ではないが、文部省所轄であった帝国図書館の年報の現存稿本のすべてが、国会図書館より刊行されており、その背景にあった規定、例規も、明治十三年から昭和二十五(一九五〇)年までのものの一部が翻刻されている。それらは、東京大学、(東京)帝国大学の年報と同様、『文部省年報』作成の材料となったものであり、大学の年報の様式とも対応が見られる。ただ、残念なことに明治十年代については、明治十三年に文部省所轄となった際に達せら

れた七月二十七日付けの規定しか掲載されていないため、年報の沿革を規定の上から辿ることが出来ない。なお、その違^{たし}の内容は、東京開成学校宛て明治八（一八七五）年一月十七日の達と同様のものである。

以上述べてきたことにも示されているように、明治十年前後に文部省所轄の大学、図書館において年報が作成され、また開拓使所轄の札幌農学校、工部省所轄の工部大学校、愛知県所轄の愛知医学学校などでも類似の年報が作成されていた。文部省所轄の場合は、『文部省年報』の材料という性格の共通性があったわけだが、そればかりでなく、文部省所轄以外でも類似の年報が印刷刊行されていたことから、所轄の省使県を越えたならかの共通の発想や、規定があったものと想像される。本資料紹介は、さきに述べたように、東京大学関係の年報の基本的性格を沿革史料に基いて明らかにすることを主要な目的としたものである。しかし、沿革史料が示す年報の変遷過程と基本的性格は、文部省所轄の学校の年報類の法制的基盤の一端を明らかにするにとどまらず、従来の研究が届いていない省使県を越えた広がりを探って行く際の重要な参考資料ともなるであろう。

なお、ここで東京医学校、東京大学医学部の作成していた公文書資料を紹介できないのは、東京医学校・医学部系の主要な公文書が、敗戦後製紙用材料として供出されてほとんど現存していないため、沿革をたどることが不可能だからである。

資料が示す年報の性格と沿革

紹介した資料の内容から年報の性格と沿革の概略を抽出しておきたい。公文書の内容は、(ア)作成・差出しを求め内容を規定するもの、(イ)対象とする期間及び統計の調査日に関するもの、(ウ)差出し期限と差出しに関するもの、(エ)印刷刊行に関するもの、(オ)印刷本の納本配付に関するもの、(カ)正誤に関するもの、及び(キ)学内事務局の年報に関するもの、に涉っている。ここでは、開成学校、東京開成学校、東京大学法理文三学部、及び法理文三学部と医学部とが統一した組織となった後の東京大学の各年報の性格と沿革について、それぞれの側面から概略を示しておく。

(ア)作成・差出しを求め、内容を規定するもの
主要な資料は、表2のとおりである。これらにより把握できる年報の性格として次の二点を指摘しておく。

第一に『東京開成学校年報』等の学校の年報は、『文部省年報』作成のための材料として作成されたことである。これは、明治六年十月十日付け達、明治八年一月十七日付け達、『文部省年報』作成用の材料の差出しを求めていることから明らかである。また、逆にいえば、少なくとも『文部省年報』中の開成学校、東京開成学校、東京大学関係の部分、それぞれの時期の学校が差出した年報に基いているわけである。本稿の冒頭で触れた利用に当たっての難点の内の後者の方の①は、これで解消されたことになる。

第二に『東京開成学校年報』等の年報は、『文部省年報』作成用の材料を、学校の側の独自の判断で、年報という形態とし、かつ内容

表2 開成学校系年報の内容について

	文書の日付	内 容
第一年報	6年10月10日	創立以来の沿革 教員生徒の人員学科等級等
	6年12月13日	沿革は医学校沿革の体裁に基くこと。
第二年報	8年1月17日	沿革及び処務を、指定の箇条に従って取り調べること。
第三年報	8年12月15日	処務の功程及び生徒教員職員諸雇学費出納書籍器械等明細表
	9年5月22日	一層綿密にするため、外国教授から「レポート」を出させ、また器械之箇条等精密に取り調べる。(東京開成学校から文部省学務課長への申進)
第四年報		
第五年報		
第六年報		
第七年報		
第八年報	13年12月24日	書籍増減表を、*冊数調査から部数調査に切換える。
第一年報	15年3月6日	四学部年報を合せ大学年報とする。
第二年報		
第三年報	17年4月16日	天象台観測方と气象台観測方に対して本部への年報開申を命ずる。
第四年報	17年12月9日	掲載の図書器品増減表における各学部の区別を廃止。
第五年報		

*例えば上中下に分冊された図書の場合、冊数は3、部数は1となる。

を充実させて差出したものだとということである。このことは、前出の明治八年一月十七日付け達と明治九年五月二十日付けの文部省宛て公文書から知ることが出来る。すなわち、前者は『文部省年報』作成用の材料として沿革及び処務を取り調べて差出すことを求めただけで、年報という独立した形態を東京開成学校に求めていない。また、後者には、東京開成学校の判断で、内容を前年よりも綿密にし、かつ外国人教師の「レポート」(申報と訳される)を掲載することとしたことが述べられている。

なお、本稿の冒頭で触れた利用に当たっての難点の内の後者の方の③の例として掲げた外国人教師申報の性格については、なお十分判明したとは言い難いが、右の事から、学校の方の判断で作成することとし、日本人によって翻訳されたものを掲載したことまでは、明らかになったと言える。

(イ) 対象とする期間及び統計の調査日に関するもの

主要な資料は表3のとおりである。大きく見ると、最初の年報のみ現状調査で、次に暦年調査となり、更に、暦年から学年への調査に変え、その後、暦年の調査に戻るといふ展開をたどっている。期間も調査日も、学校の意向と関わりなく文部省により決められた場合と、学校と文部省との文書往復の過程で文部省により決められた場合と、学内限りで決められた場合とがあった。

この間の文部省による主要な例規は五つある。一つ目は、学校の意向とは関わりなく伝えられた明治八年一月十七日付けの達で、これにより、統計調査日が暦年末の十二月末とされた。二つ目は、同

表3 調査対象期間、調査期日

	文書の日付	調査対象期間、調査期日
第一年報	6年10月10日	創立以来の沿革 教員生徒の人員学科等級等は現在数
第二年報	8年1月17日	明治7年中の沿革及び処務。吏員、内外教員、生徒は12月の現数
第三年報	8年12月15日	明治8年中の処務の功程 生徒教員職員諸雇学費出納書籍器械等については12月末の調べ
第四年報	9年8月11日	1月から8月までで編成
第五年報	同上	学年により編成
第六年報		
第七年報	13年11月	生徒人員の調査を7月10日付け(学年末)に改める。(従前は8月末調べ)
第八年報		
第一年報	15年5月27日	大学処務概旨及び経費金并書記等の大学全体に関するものは暦年に拠り編成、単に各学部に関する教員生徒等の事項は各学年に拠り編成
第二年報		
第三年報	16年12月3日 (2件)	教員学生生徒書籍器械等は、暦年末の現在数。但し、この1年に限り学年末の調査に係る現在数も掲載。この結果、学部も原則暦年編成へ。
	17年3月10日	法理文学部、豫備門本爰の7月11日より9月10日を後学年の始めに含めることに改める。(明治15年7月11日から16年7月10日迄を大学紀元第七学年と看做すように改める。従来は8月31日と9月1日で分けた)
	17年4月16日	天象台観測方及び気象台観測方の年報の期間は、1月から12月にかけて。
第四年報	17年12月9日	図書課と器用品課から本部へ差出す図書器用品増減表は暦年末の調査表のみとする。(従来は、学年末の調査表も作成していた)
第五年報		

様に伝えられた明治九年八月十一日の達で、これにより、明治九年九月分より学年編成で作成し、現在数は八月末調べとすることとなった。従前の第二年報、第三年報は、暦年編成で作成していたので、明治九年分のみ一月から八月までで作成することとなった。三つ目は明治十三年十一月付けの往復文書回答で、これにより、生徒人員の調査が、従前の八月末から、学年末の七月十日に切り換えられた。この変更は、従来の調査では実態把握上不都合だったため行われた。即ち、本稿の冒頭で、年報の利用にあたっての難点の後者の方の④として掲げたものに対応するもので、資料として利用する際に注意を要するものである。四つ目は明治十五(一八八二)年五月二十七日付けの往復文書回答で、これにより、大学処務概旨及び経費金ならびに書記等の大学全体に関するものは暦年に拠り、単に各学部に関する教員生徒等の事項は各学年に拠って差し支えないとされた。五つ目は文書往復を経て伝えられた明治十六(一八八三)年十二月三日付けの達で、これにより、各学部の事項も、教師申報を除き暦年編成、その現在数も暦年末となった。ただし、この年については、同日付けの文部省報告局長からの通牒で従来通り学年末の調査も『東京大学年報』に掲載することが求められている。

学内で決定したものとでは少なくとも、明治十七年三月十日付けのものをあげることができる。法理文学部及び

豫備門本翼の学年終了後の七月十一日から九月十日を、後学年の始めに含めることとしたものである。従前は、八月三十一日までを前学年、九月一日以後を後学年に含めていたが、それは恐らくさきに触れた明治九年八月十一日付けの達が、明治九年分の第四年報を八月までで区切ったことによる副産物ではないか、と思われる。

以上のほか、明治十七年十二月九日付けの総理から図書課及び器品課へ宛てた達⁽³⁾が、調査期日に関わっている。達の内容は、図書器品増減表を暦年末の調査のみとし、学年末の調査を不要としたものである。これは、学年末の調査も継続することを求める明治十六年十二月三日付けの通牒が、その年限りのものであったためである。

(ウ) 差出し期限と差出しに関するもの

主要な資料は表4のとおりである。規定の方では、毎年の差出し期限の規定として定められたのは、明治十年二月十五日付けの達と、明治十六年十二月三日付けの達である。実際の差出し日を見ると、かなり遅れがひどく、期限を八ヶ月程遅れている例も見られる。なお、副本の差出しは、明治九年十一月七日付けの文書により、第三年報から例規化されたらしい。

(エ) 年報の印刷の許可に関するもの

主要な資料は表5のとおりである。これらは『東京開成学校第二^二年報』から『東京大学第三^三年報』までの印刷本と対応している。なお、東京開成学校の第二^二年報、第三^三年報は、印刷には経伺を必要とすることを定めた明治九年十二月十六日付け文部大輔代理からの達の前に印刷に取り掛かっており、伺いを経ずに印刷されている。達

表4 年報の差出期限と実際の差出日

(医学部系年報を除く)

対象年報	差出期限	期限を定めた文書の日付	差出した日付	緒言の日付
第一 ^一 年報	至急	6年10月10日	6年12月23日(沿革)	
第二 ^二 年報	8年2月中	8年1月17日	8年4月2日	8年4月
第三 ^三 年報	9年3月中	8年12月15日	未詳	9年3月
第四 ^四 年報	早々	10年2月15日	10年8月24日(正副)	9年12月
第五 ^五 年報	10年12月限	同上	11年2月25日(正本)、 3月19日(副本)	10年12月
第六 ^六 年報	11年12月限	同上	11年12月(実際は12年5月26日か)	11年12月
第七 ^七 年報	12年12月限	同上	未詳	12年12月
第八 ^八 年報	13年12月限	同上	14年8月29日(正副)	14年9月7日
第一 ^一 年報	三学部 15年4月中 医学部 15年6月中 四学部 15年6月中	三学部 15年1月19日 医学部 15年2月7日 四学部 15年3月6日	15年7月17日(正本)、 8月12日(副本)	15年7月18日
第二 ^二 年報	医学部学年開始から 120日間	15年3月6日	16年7月14日(正本)	16年7月
第三 ^三 年報	17年3月限	16年12月3日	未詳	17年7月(16日)
第四 ^四 年報	未詳	未詳	未詳	18年(9月)
第五 ^五 年報	未詳	未詳	未詳	19年8月

() 内の月日は、東京大学の年報に記入がなく、『文部省年報』掲載のものから補ったもの

表6 印刷本納本の日付と関連の例規

(医学部年報を除く)

	納本の日付	例規を定めた文書の日付	配付先と配付数
第一年報			
第二年報 第三年報	9年12月22日	7年10月15日	教則学則舎則等を印刷した場合は10部ずつ文部省へ差出すこと。またこれまで印刷したものも差出していない場合は同様。
		9年2月14日	直轄諸学校で編纂した図書及び教則校則等を印刷した場合は今後1部ずつ東京書籍館へ廻付すること。
		9年8月22日	経伺して印刷した規則或いは一覧書等の類は、今後、各院省等各庁衙ならびに官立学校等へ学校から1、2部ずつ配付すること。
第四年報 第五年報	11年6月1日、4日、24日	10年2月15日	官院省使等へは文部省より配付することとし、10部のほかさらに11部ずつ文部省へ差出すこと。
		11年6月18日	天皇、皇太后、皇后へ1部ずつ進呈、また大臣、参議へ1部ずつ贈付するので、今後印刷刊行の場合は別に文部省へ該部数を差出すこと。
第六年報	12年10月11日、13日	12年10月30日、11月11日	今後、教則規則一覧等を印刷刊行のたびごとに、各所へ配付の分と学務課備えの分とを併せて40部ずつ文部省へ差出すこと。
第七年報	14年4月20日、5月24日		
第八年報	15年4月20日		
第一年報	16年9月14日、16日	15年7月14日	年報一覧及び諸規則類を諸向へ配付するため、今後印刷の都度90部ずつ差出すこと。
第二年報	未詳	17年2月28日	出版した図書は内務省図書局へ納本すること。
第三年報	未詳	17年10月31日	太政官文庫への蒐集限外のものを事務上参考として文庫へ蒐集保存することになるので1部ずつ文部省庶務局を経て納本すること。
第四年報			
第五年報			

一つは医学部年報に係る次元の公文書で、医学部と法理文学部の年報作成が、当初、相互に全く独立して行われ、四学部を統一した年報が作成されるようになるまで続いていたことが読み取れる。これは、当時、東京大学という名称は共通であっても、実質は全く独立した組織を持っていた両者の関係が反映している。しかしまた、明治十四年六月の「東京大学職制」制定により、医学部と法理文学部の組織が統合されて以降は、明治十五年二月二十八日及び三月一日の文書が示しているように、納本・配付に関しては大学本部が行うようになっていく。もう一つは、豫備門本費や天象台観測方、氣象台観測方など、法理文学部又は全学の下位に置かれた部局からの年報（豫備門本費の場合、申報といっている）に関する次元の公文書で、明治十二（一八七九）年二月十二日付け文書、また明治十七年四月十六日付けの文書（学内の達の稟議書）が該当する。これらの年報は、『東京大学法理文学部年報』『東京大学年報』を構成する材料となるものである。

翻刻資料の範囲

翻刻した資料は、東京大学庶務部の所蔵する公文書の内、『文部省往復』（『文部省上申』等を含む）『文部省准允』『検印録』『校内往復』に綴じこまれている文部省と

の往復文書、又は学内での往復文書、及び開成学校・法理文学部系の年報の巻頭に掲げられている学校の長から文部省の長に宛てた文章である。前者は、現在筆者が見出した、年報に直接関わる全ての文書を掲載した。また、後者については、標題がないため、ここでは便宜上「緒言」と呼ぶことにした。なお、文部省を除く学外との往復文書の綴りに『諸向往復』があり、明治二（一八六九）年以降ほぼ毎年の簿冊が残っていて時期的に重なっているが、現段階では筆者の調査が及んでいない。

翻刻資料には、毎年必ず存在するはずのもので欠けている部分はいくつかある。その理由は二つあり、一つは簿冊編纂の際に保存文書に多少のばらつきがあることであり、もう一つは、簿冊にいくつか欠本があることである。

後者について述べておくと、明治二十（一八八七）年までの時期の残存状況は次のとおりである。

- 文部省との往復文書綴りである『文部省往復』等は、明治四（一八七一）年～二十年の全簿冊が現存している。但し、明治十五年甲の原議の簿冊が欠けており、原議簿冊の写しのみが残っている。この写しには、稟議の検印、受領の際の検印、供閲の検印は記録されていない。

- 部局との往復文書綴りとしては明治十～十三年の『豫備門往復』、十三年～十五年と十七年の『校中往復』、及び明治十九年の『各分科大学往復』が現存している。但し、明治十三年の『校中往復』は現在所在不明のため、この資料紹介にあたっては調査していない。

- 『文部省准允』は、簿冊としては明治十二～十四年、十六～十九年のものが残っているが、その他に、『文部省往復』中に明治四～十一年、十五年のものが含まれており、全て現存している。但し、明治十五年の准允を含んでいる『文部省往復』甲は、前述のように原議の簿冊が欠けており、写しの簿冊である。

- 『検印録』は明治十八（一八八五）年のものと十九年の人事関係のものが現存しているが、年報関係のものは含まれていない。右のようにいくつか欠本があったが、それほど多くないため、公文書でたどれるレベルの沿革はほとんど示されていると思われる。

なお、明治十九年以降、文部省により何度か年報としての記載事項が定められ、その過程で、それまで年報とは別個に行われていた調査が含まれていくことになるが、それらの翻刻は別の機会に譲ることとした。例えば、翻刻した明治八年七月四日付けの達に「生徒入学退学増減及試業等」という語が見えるが、それは変遷を経た後、やがて、明治三十一年十月に「(何)年報取調案項及諸表様式」が定められた際に吸収されたとみなせる。しかし、ここでは帝国大学誕生以前の年報に関わりのある文書に限って翻刻した。

謝 辞

資料の判読に当って、東京大学大学院人文科学研究科博士課程の田浦雅徳氏の協力を得、また本資料の探索にあたって東京大学史料室室員の鈴木敏行事務官（庶務部庶務課広報掛）から多大の便宜

をはかっていただいた。誌上を借りて厚くお礼申し上げます。

付記

本研究は、平成元年から平成三年にかけて二年間にわたって財団法人三菱財団から助成を受けた「近代日本の高等専門教育、及び學術形成に果たしたお雇い外国人の役割に関する総合的研究——外国人教師の「申報」の収集、ならびに伝記的研究を通して——」（代表研究者東京大学教育学部教授〔当時〕寺崎昌男）の成果の一部である。

註

- (1) 明治十年四月から明治十九年二月にかけて存在した東京大学を、現在の東京大学と区別してここでは旧東京大学とした。
- (2) 磯野直秀「明治の動物学」〔書きたいテーマ・出したい本〕『出版ニュース』一九八八年五月上旬号、一九頁
- (3) 例えば、国立教育研究所（編刊）『日本近代教育百年史3』（学校教育（1）（一九七四年）の第二編「創始期」第三章「高等教育」での「注」（八七四―八五六頁）を見ると、『東京大学第一年報』（対象期間については表1参照）は、独立した印刷本を利用しているのに対して、東京開成学校年報と東京大学法理文学部年報の方は、独立した印刷本があるにも拘らず、『文部省第三年報』『文部省第四年報』『文部省第五年報』に掲載されたものを利用している。後者は印刷本を資料として利用できなかったためであろうか。
- (4) 例えば、国立教育研究所（編刊）、前掲（3）、八一〇―八一二頁に、『東京大学第一年報』から八八一―八八二頁所載の「機械工学教師ユウキング申

報」が引用され、また、守屋毅（編）『共同研究モースと日本』（一九八八年、小学館）四九五―四九九頁に、『東京大学法理文学部第六年報』から六四―七七頁所載の「動物学教授エドワルド・エス、モールス氏申報」が資料として転載されている。

- (5) 『東京大学年報』について（1）～（4）（東大百年史編集室通信No.5～8）『学内広報』三三五号六頁（一九七六年七月十二日）、三四〇号六頁（一九七六年十月四日）、三四五号三頁（一九七六年十一月八日）、三五〇号七頁（一九七六年十二月十三日）。引用にあたって一部修正を加えた。
- (6) 『明治初期教育関係基本資料其之三』（近代日本学芸資料叢書第四輯）一九八一年、湖北社
- (7) 『覆刻札幌農學年報』（全二冊、及び『解説・目次』）一九七六年、北海道大学図書刊行会
- (8) 井上知則「愛知（県）医学校・病院刊『院校報告』についての若干の考察——『学校』覧類」の史料価値検討の一助として——『名古屋大学史紀要』第二号、一九九一年、一二―一五二頁
- (9) 国立国会図書館支部上野図書館（編）『帝国図書館年報』一九七四年、国立国会図書館
- (10) 同右、「凡例」ii～iii
- (11) 『明治十二年文部省専門学務局「東京大学医学部書類」について』（東大百年史編集室通信No.34）『学内広報』四九〇号一五頁、一九八〇年六月三〇日
- (12) 違は、東京大学の学内における命令の伝達、規則の公布・伝達等の役割をになう一つのシステムであった。筆者は、現在、違の機能を調査し、『東京大学史史料室ニュース』に連載している。一九九二年未現在のところ掲載号は、第六〇九号（一九九一年三月三十日）、十一月二十日、一九九二年三月三十一日、十一月二十日）である。

二 資料

年報別資料索引

資料は、末尾に掲げた補遺を除き、すべて年月日順で排列してあるの
で、ここには、年報毎の関連資料をまとめた索引を掲げる。

資料は、(一)開成学校・法理文学部系、(二)医学校・医学部系、(三)
東京大学の順に並べ、最後に(四)その他のものを置いた。それぞれに
ついて、概ね内容を次の六つに分類した。①差出要求・体裁・内容・期
限、②差出・遅延・督促、③正誤修正・内容問合せ、④印刷・配付、⑤
学内(校内)往復、⑥年報の巻頭に付されている緒言(但し、医学部系
は掲げない)。

重出するものは△を附した。それぞれの資料の日付を掲げ、差出人と
宛て先を矢印の向きで示した。准允の場合は、その旨記した。へは
文部省と大学(学校)の間の往復で、矢印の上が文部省側、下が学校側
であり、へは大学内の往復で、矢印の上が大学本部、下が学校側
である。資料十二・四で東京大学総理をへでくくったのは、資料内に明
記されていないためである。

資料の内、例規として機能したものについては、●を附し、最初に効
力の及んだ年報のところに掲げた。

(一) 開成学校・法理文学部系

開成学校第一年報関係

①差出要求・体裁・内容・期限

資料 一・一 (明治6年10月10日) へ三等出仕↓開成学校

資料 一・二 (明治6年10月13日) へ田中不二鷹↑伴正順
資料 一・三 (明治6年12月13日) へ報告課↓開成学校
資料 一・四 (明治6年12月15日) へ報告課↑開成学校
②差出・遅延・督促
資料 一・五 (明治6年12月23日) へ文部少輔↑伴・島山

④印刷・配付

△資料 八・一 (明治13年1月5日) へ庶務課↓三学部
△資料 八・二 (明治13年1月7日) へ庶務課↑三学部
△資料 十・十六 (明治15年6月2日) へ庶務局長↓東京大学総理
△資料 十・十七 (明治15年6月5日) へ庶務局長↑東京大学総理

東京開成学校第二年報関係

①差出要求・体裁・内容・期限

●資料 三・一 (明治8年1月17日) へ文部大輔↓東京開成学校
資料 三・四 (明治8年7月4日) へ文部大輔↓東京開成学校
②差出・遅延・督促
資料 三・二 (明治8年4月2日) へ文部省↑東京開成学校

③正誤修正・内容問合せ

△資料 四・十三 (明治9年12月22日) へ報告課↑東京開成学校

④印刷・配付

●資料 二・一 (明治7年10月15日) へ文部大輔↓東京開成学校
●資料 四・一 (明治9年2月14日) へ文部大輔↓直轄諸学校
●資料 四・七 (明治9年8月22日) へ学務課長↓東京開成学校
●資料 四・八 (明治9年8月23日) へ学務課長↑学校長補
●資料 四・十一 (明治9年12月16日) へ文部大輔代理↓直轄学校
△資料 四・十二 (明治9年12月22日) へ文部大丞↑学校長補
△資料 八・一 (明治13年1月5日) へ庶務課↑三学部

△資料 八・二 (明治13年1月7日) へ庶務課↑三学部
⑥緒言
資料 三・三 (明治8年4月) へ文部大輔
↑学校長心得・学校長

東京開成学校第三年報関係

①差出要求・体裁・内容・期限

●資料 三・五 (明治8年12月15日) へ文部大輔↓東京開成学校

②差出・遅延・督促

資料 四・三 (明治9年5月22日) へ学務課長↑東京開成学校
資料 四・四 (明治9年6月1日) へ報告課長↓東京開成学校
資料 四・五 (明治9年6月3日) へ報告課長↑東京開成学校
③正誤修正・内容問合せ
資料 四・九 (明治9年11月7日) へ報告課↓東京開成学校
資料 四・十 (明治9年11月8日) へ報告課↑東京開成学校
△資料 四・十三 (明治9年12月22日) へ報告課↑東京開成学校

④印刷・配付

△資料 四・十二 (明治9年12月22日) へ文部大丞↑学校長補
△資料 八・一 (明治13年1月5日) へ庶務課↓三学部
△資料 八・二 (明治13年1月7日) へ庶務課↑三学部
⑥緒言
資料 四・二 (明治9年3月) へ文部大輔↑学校長代理

東京開成学校第四年報関係

①差出要求・体裁・内容・期限

●資料 四・六 (明治9年8月11日) へ文部大輔代理↓直轄学校
●資料 五・一 (明治10年2月15日) へ文部大輔↓直轄学校

②差出・遅延・督促

- 資料 五・一 (明治10年2月15日) <文部大輔↓直轄学校>
- 資料 五・二 (明治10年8月14日) <報告課↓三学部>
- 資料 五・三 (明治10年8月16日) <報告課↓三学部>
- 資料 五・四 (明治10年8月19日) <報告課↓三学部>
- 資料 五・五 (明治10年8月24日) <報告課↓三学部>

③正誤修正・内容問合せ

- 資料 五・六 (明治10年8月29日) <報告課↓三学部>
- 資料 六・六 (明治11年4月15日) <文部大輔による准允>

④印刷・配付

- 資料 六・四 (明治11年3月19日) <文部大輔↓三学部総理>
- 資料 六・六 (明治11年4月15日) <文部大輔による准允>
- 資料 六・七 (明治11年6月1日) <文部省↓三学部>
- 資料 六・十 (明治11年6月4日) <内記所↓三学部>
- 資料 六・十一 (明治11年6月4日) <内記所↓三学部>
- 資料 六・一 (明治13年1月5日) <庶務課↓三学部>
- 資料 八・二 (明治18年1月7日) <庶務課↓三学部>

⑤緒言

資料 四・十四 (明治9年12月) <文部大輔代理↑学校長補>

東京大学法理文学部第五年報関係

- ①差出要求・体裁・内容・期限
- ②差出・遅延・督促
- 資料 五・七 (明治10年12月28日) <文部少輔↓三学部総理>
- 資料 六・一 (明治11年1月31日) <文部省↓三学部>
- 資料 六・二 (明治11年2月25日) <学務課長↓三学部>
- 資料 六・三 (明治11年3月19日) <報告課↓三学部>

③正誤修正・内容問合せ

- 資料 六・五 (明治11年3月26日) <報告課↓三学部>
- 資料 六・六 (明治11年4月15日) <文部大輔による准允>
- 資料 六・八 (明治11年6月1日) <報告課↓三学部>
- 資料 六・九 (明治11年6月4日) <報告課↓三学部>
- 資料 六・十二 (明治11年6月5日) <報告課長↓三学部>

④印刷・配付

- 資料 六・四 (明治11年3月19日) <文部大輔↓三学部総理>
- 資料 六・六 (明治11年4月15日) <文部大輔による准允>
- 資料 六・七 (明治11年6月1日) <文部省↓三学部>
- 資料 六・十 (明治11年6月4日) <内記所↓三学部>
- 資料 六・十一 (明治11年6月4日) <内記所↓三学部>
- 資料 六・十三 (明治11年6月18日) <文部卿↓三学部>
- 資料 六・十四 (明治11年6月24日) <文部省↓三学部>
- 資料 八・一 (明治13年1月5日) <庶務課↓三学部>
- 資料 八・二 (明治13年1月7日) <庶務課↓三学部>
- 資料 八・五 (明治13年4月2日) <官立学務局長↓三学部総理>
- 資料 八・五 (明治13年4月2日) <官立学務局長↓三学部総理>

⑤緒言

資料 五・八 (明治10年12月) <文部大輔↓三学部総理>

東京大学法理文学部第六年報関係

- ②差出・遅延・督促
- 資料 六・十五 (明治11年12月) <文部大輔↓三学部総理>
- ③正誤修正・内容問合せ
- 資料 七・四 (明治12年6月23日) <報告課↓三学部>
- 資料 七・五 (明治12年6月26日) <報告課↓三学部>

- 資料 七・六 (明治12年8月9日) <文部大輔による准允>
- 資料 七・八 (明治12年10月11日) <報告課↓三学部>
- 資料 七・十一 (明治12年10月23日) <報告課↓三学部>
- 資料 七・十四 (明治12年11月1日) <報告課↓三学部>
- 資料 七・十五 (明治12年12月8日) <報告課↓三学部>

④印刷・配付

- 資料 七・二 (明治12年2月27日) <内記所↓三学部>
- 資料 七・三 (明治12年6月7日) <文部大輔↓三学部総理>
- 資料 七・六 (明治12年8月9日) <文部大輔による准允>
- 資料 七・七 (明治12年10月11日) <文部省↓三学部>
- 資料 七・八 (明治12年10月11日) <報告課↓三学部>
- 資料 七・九 (明治12年10月13日) <報告課↓三学部記録掛>
- 資料 七・十 (明治12年10月13日) <報告課↓三学部記録掛>
- 資料 七・十二 (明治12年10月30日) <学務課長↓三学部総理>
- 資料 七・十三 (明治12年11月1日) <学務課長↓三学部総理>
- 資料 七・十六 (明治12年11月11日) <学務課長↓三学部総理>
- 資料 八・一 (明治13年1月5日) <庶務課↓三学部>
- 資料 八・二 (明治13年1月7日) <庶務課↓三学部>
- 資料 八・五 (明治13年4月2日) <官立学務局長↓三学部総理>
- 資料 八・五 (明治13年4月2日) <官立学務局長↓三学部総理>

⑤学内(校内)往復

資料 七・一 (明治12年2月12日) <三学部総理↑豫備門主幹>

⑥緒言

資料 六・一六 (明治11年12月) <文部大輔↓三学部総理>

東京大学法理文学部第七年報関係

- ①差出要求・体裁・内容・期限

資料 八・九 (明治13年11月8日) <報告局長↑三学部総理>
資料 八・十一 (明治13年11月) <報告局長↑三学部総理>

②差出・遅延・督促

資料 七・十七 (明治12年12月) <報告課↑三学部>
資料 八・七 (明治13年8月21日) <報告局↑三学部>
資料 八・八 (明治13年8月27日) <報告局↑三学部>

③正誤修正・内容問合せ

資料 八・三 (明治13年1月28日) <報告課↑三学部>
資料 八・四 (明治13年1月29日) <報告課↑三学部>
資料 九・一 (明治14年2月5日) <文部卿による准允>
資料 九・二 (明治14年2月7日) <報告局長↑三学部総理>

④印刷・配付

資料 八・十 (明治13年11月25日) <文部卿↑三学部総理>
資料 九・一 (明治14年2月5日) <文部卿による准允>
資料 九・二 (明治14年2月7日) <報告局長↑三学部総理>
資料 九・三 (明治14年4月20日) <文部卿↑三学部総理>
資料 九・四 (明治14年4月20日) <内記所↑三学部>
資料 九・五 (明治14年4月20日) <報告局属↑三学部記録掛>
資料 九・六 (明治14年5月24日) <内記局↑三学部>

⑥緒言

資料 七・十八 (明治12年12月) <文部大輔↑三学部総理>

東京大学法理文学部第八年報関係

①差出要求・体裁・内容・期限
資料 八・十二 (明治13年12月24日) <報告局長↑三学部総理>
②差出・遅延・督促
資料 八・十二 (明治13年12月24日) <報告局長↑三学部総理>

資料 九・十一 (明治14年8月29日) <文部卿↑東京大学総理>
③正誤修正・内容問合せ
資料 九・十四 (明治14年12月22日) <専門学務局↑東京大学>
資料 九・十五 (明治14年12月26日) <専門学務局↑東京大学>
資料 十・五 (明治15年2月8日) <報告局↑東京大学>

④印刷・配付

資料 九・十三 (明治14年9月) <文部卿↑東京大学総理>
資料 十・一 (明治15年1月12日) <准允>
資料 十・十一 (明治15年4月20日) <庶務局↑東京大学>
資料 十・十二 (明治15年4月20日) <文部卿↑東京大学総理>
資料 十・十三 (明治15年5月3日) <庶務局受付掛↑庶務課>

⑥緒言

資料 九・十一 (明治14年9月7日) <文部卿↑東京大学総理>

(一) 医学校・医学部系

医学校第一年報、東京医学校第二年報、同第三年報

④印刷・配付

資料 十・十六 (明治15年6月2日) <庶務局長↑東京大学総理>
資料 十・十七 (明治15年6月5日) <庶務局長↑東京大学総理>

東京大学医学部第四年報、同第五年報、同第六年報関係

④印刷・配付
資料 九・七 (明治14年7月18日) <地方学務局↑東京大学>
資料 九・八 (明治14年7月19日) <東京大学↑医学部>
資料 九・九 (明治14年7月19日) <東京大学↑医学部>
資料 九・十 (明治14年7月20日) <地方学務局↑東京大学>

資料 九・八 (明治14年7月19日) <東京大学↑医学部>
資料 九・九 (明治14年7月19日) <東京大学↑医学部>

東京大学医学部第七年報

③正誤修正・内容問合せ

資料 十・十 (明治15年3月10日) <大学学庶務課↑医学部庶務課>

④印刷・配付

資料 十・七 (明治15年2月28日) <大学庶務課↑医学部出動庶務課>
資料 十・八 (明治15年3月1日) <庶務局↑東京大学↑医学部出動庶務課>

⑤学内(校内)往復

資料 十・七 (明治15年2月28日) <大学庶務課↑医学部出動庶務課>

資料 十・十 (明治15年3月10日) <大学庶務課↑医学部出動庶務課>

(二) 東京大学

東京大学第一年報関係

①差出要求・体裁・内容・期限
資料 十・六 (明治15年2月20日) <文部卿↑東京大学総理>
資料 十・九 (明治15年3月6日) <准允>
資料 十・十四 (明治15年5月12日) <報告局長↑東京大学総理>
資料 十・十五 (明治15年5月27日) <報告局長↑東京大学総理>
資料 十・十一 (明治16年1月18日) <報告局↑東京大学>
②差出・遅延・督促
資料 九・十六 (明治14年12月28日) <文部卿↑東京大学総理>

資料 十二 (明治十五年1月19日) <准允>

資料 十三 (明治十五年1月28日) <文部卿↑東京大学総理>

資料 十四 (明治十五年2月7日) <准允>

資料 十六 (明治十五年2月20日) <文部卿↑東京大学総理>

▲資料 十九 (明治十五年3月6日) <准允>

資料 十八 (明治十五年6月30日) <文部卿↑東京大学総理>

資料 十九 (明治十五年7月5日) <准允>

資料 二十二 (明治十五年7月17日) <文部卿↑東京大学総理>

資料 二十三 (明治十五年8月12日) <報告局↑東京大学>

資料 二十五 (明治十五年11月) <報告局↑東京大学>

④印刷・配付

▲資料 二十 (明治十五年7月14日) <文部卿

↓文部省所轄官立学校館所

資料 二十四 (明治十五年11月22日) <文部卿↑東京大学総理代理>

資料 十一・二 (明治十六年2月20日) <文部卿代理による准允>

資料 十一・五 (明治十六年9月14日) <文部省↑東京大学>

資料 十一・六 (明治十六年9月16日) <文部省↑東京大学>

資料 十一・七 (明治十六年9月) <報告局↑東京大学>

⑤緒言

資料 十二・十二 (明治十五年7月18日) <文部卿↑東京大学総理>

東京大学第二年報関係

②差出・遅延・督促

資料 十一・三 (明治十六年7月14日) <文部卿↑東京大学総理>

④印刷・配付

資料 十一・十二 (明治十六年12月28日) <文部卿↑東京大学総理>

資料 十二・一 (明治十七年1月31日) <文部卿による准允>

▲資料 十二・二 (明治十七年3月3日) <庶務局長↓幹事・外>

⑥緒言 資料 十一・四 (明治十六年7月) <文部卿↑東京大学総理>

東京大学第三年報関係

①差出要求・体裁・内容・期限

資料 十一・八 (明治十六年11月10日) <報告局長↑東京大学総理>

資料 十一・九 (明治十六年11月12日) <報告局長↓東京大学総理>

▲資料 十一・十 (明治十六年12月3日) <文部卿↑東京大学>

▲資料 十一・十一 (明治十六年12月3日) <報告局長↓東京大学総理>

▲資料 十二・三 (明治十七年3月10日) <稟議決定>

▲資料 十二・四 (明治十七年4月16日) <東京大学総理>

↓天象台観測方・気象台観測方

④印刷・配付

▲資料 十二・七 (明治十七年10月31日) <庶務局↓東京大学>

資料 十三・一 (明治十八年3月2日) <文部卿↑東京大学総理>

資料 十三・二 (明治十八年3月24日) <文部卿による准允>

⑤学内(校内)往復

▲資料 十二・三 (明治十七年3月10日) <稟議決定>

▲資料 十二・四 (明治十七年4月16日) <東京大学総理>

↓天象台観測方・気象台観測方

⑥緒言

資料 十二・六 (明治十七年7月16日) <文部卿↑東京大学総理>

東京大学第四年報関係

①差出要求・体裁・内容・期限

▲資料 十二・八 (明治十七年11月13日) <稟議決定>

▲資料 十二・九 (明治十七年12月9日) <東京大学総理

↓図書課・器品課

⑤学内(校内)往復

▲資料 十二・八 (明治十七年11月13日) <稟議決定>

▲資料 十二・九 (明治十七年12月9日) <東京大学総理

↓図書課・器品課

⑥緒言

資料 十三・三 (明治十八年9月) <文部卿↑東京大学総理>

東京大学第五年報関係

①差出要求・体裁・内容・期限

▲資料 十四・一 (明治十九年5月15日) <帝國大学書記官

↓医科大学長・文科大学長・理科大学長・法科大学

⑤学内(校内)往復

▲資料 十四・一 (明治十九年5月15日) <帝國大学書記官

↓医科大学長・文科大学長・理科大学長・法科大学

⑥緒言

資料 十四・二 (明治十九年8月) <文部大臣↑帝國大学総長>

(四) その他

④印刷・配付

資料 十二・五 (明治十七年6月21日) <庶務局長↓東京大学総理>

補遺(末尾に掲載)

開成学校・法理文学部関係

資料 五・補遺 資料 九・補遺

凡例

- 1 冊子、簿冊等の名称は「」で囲んだ。
- 2 原文書中の各頁、各丁に記されている頁、丁の数字は省略した。
- 3 漢字は原意を損わない限り、人名も含め常用漢字体のあるものは常用漢字体に改めた。畧は略、畧は崎、畧は鑑のように改めた。判読できない箇所は、一字当り一個の□で示した。裁断のため、文字数が確認できない場合は、□で示した。
- 4 翻刻にあたっては、なるべく原文の文字排列を活かすように努めたが、起案、供閲等の検印の排列は、別途に整理して掲げた。
- 5 朱記部分は、太字で掲げた。また、削除されている部分は、朱による部分を——で、筆墨による部分を——で示した。この翻刻文書では、朱で削除された部分には朱で加筆されているが、筆墨で削除された部分には朱で加筆されている場合もある。行間への書込みは、後から書き足されたと判断した場合が多い。
- 6 原文中には、紙を貼って訂正した部分が見られる。それについては、訂正前のものは起こさないが、○を傍点した。また、紙面を削って削除し、修正してある部分も見られるが、それらについては記しを付かなかった。
- 7 文書に挿入された部分を示すために「」、へ、へ、へを用いた。その区別は次の通り。
「」…文書中に筆墨、又は朱により加筆された部分。
朱記加筆の部分は、太字とした。
へ…語順を入れ替えた結果、挿入された部分
「」…解題者による簡単な註記。はっきりと判読できないものには「カ」と傍註し、文字が、本来記入される苦のものと異なる場合には「ママ」と傍註した。
- 8 資料番号の次に、出典を掲げた。番号は、現在、簿冊に付けられている庶務部による番号である。「文部省准允」「校中往復」などの簿冊は、数年分が一冊に綴じられ、それぞれの年で丁番号が独立して振られている場合がある。混乱をさけるため、ここではその内の当該資料の含まれている年のみを掲げた。掲げた丁番号は、資料の冒頭の丁番号である。実際には数丁に及んでいる場合もある。
- 9 ◎の下に、次のような文書の種類を示した。
● 発信文書(控え) ● 発信文書(稟議書)
● 発信文書(下書き) ● 発信文書(稟議書写し)
● 受領文書 ● 受領文書(普通紙)
● 受領文書(准允つき返書)
● 受領文書(准允つき返書の写し)
● 受領文書(写し) ● 受領文書(回達写し)
● 稟議書(学内決定) ● 達(稟議書)
● 緒言
- 10 ◎下の()内に、野紙の色と文字を示した。色は、外部からの受領文書は茶色のみであるが、発信文書の方は茶色と青色に二分できる。青色のものは、明治十一年から使われるようになり、以後は、茶色が確定したものを記したのに対して、青色は稟議・下書きに用いられた。青色野紙には通常の大きさと小型のものがあり、時期によりいずれか一方を使っているとみられる。文字は「」でくくって示した。／は改行、／／は段がわかることを示した。例えば「東京大学法文学部」は東京大学／法学部／理学部／文学部となる。
- 11 発信文書及び達については、書面上の情報をおのづかに整理して掲げた。
① 文書番号。但し、稟議書の場合、文書番号は後から記入され、記入される場所が一定していないので、文面上に現れる場合は、その場所に「番号① 記入あり」と記した。
② 稟議の際の役職と検印。野線外に書かれているも

文部省三等出仕

正五位田中不二磨

追テ年報編成取調中ニ付遅延無之開申可致事

資料一・二

『文部省往復』明治六年乙 A6 三四四丁

◎発信文書(控え)(第一大/学区/開成学校)茶色

紙紙)

①無番号

当校創立以来之沿革及ヒ現今教員生徒之人員学科等級等

取調至急開申可致段御達之趣承知仕候右創立以来沿革取

調之儀者去ル辛未年御改革之節当校俗務局人員過半本省

詰相成候砌辛未七月以前之書類総テ携行候ニ付当校所有

之書類者其後之分ノミニ有之候間何分其以前之儀者詳細

取調届兼候ニ付右改革後より本日ニ至リ候迄之沿革取調

差出可申存候ニ付右ニテ宜敷候哉此段御伺申候間至急御

指揮有之度候也
明治六年十月十三日
田中不二磨殿

伴 正順

資料一・三

『文部省往復』明治六年丙 A7 七九七丁

◎受領文書(「文部省」茶色野紙)

の下に掲げた。

16 ◎、⊕、⊖ 割り印の文字は【】内に示した。朱印は

太字とし、改行のある場合、/により示した。但し、

外山正一の◎の文字は円形に排列されているので、/

を入れなかった。

17 花押は【花押(人名)】又は【花押(未判読)】のよ

うにした。朱記の場合、太字とした。

のについては、「」内に示した。検印の◎、花押は、文書上に示されている順に従った。右上が役職の最上位で、同等のものが、同じ高さで左側に並んで行き、下位に下がると段が改まるようになっている。それを示すため、同等のもので左に移って行く際に/を入れ、下位の組織へ段が変る際に/を入れた。

③実際に外部へ送達され、又は達せられたかを記載した「送達済」等の情報。

④その他、記載、添付されている情報

12 受領文書については、発信者側で記載した情報を▽の下に、受信者側で記載した情報を▼の下に掲げた。

▼の情報については、さらに次のように整理して掲げた。

▼①関連文書の番号が記載されている場合、それを転記。

▼②文書を受領した際の検印。稟議の検印と同様に示した。

▼③文書受領後の処理に関する情報。回答、供閲、学内通知などに関係したものを。供閲の検印は稟議の検印と同様に示した。

13 受領文書に押されている◎と⊕と割り印の文字を、

◇の下の【】内に掲げた。

14 本文中に書かれた部分に註記する場合、*を傍点として付し、別途に*の下に説明を付した。

15 関連文書、またその他、註記の必要がある場合、+

翻刻資料

資料一 明治六年

資料一・一

『文部省往復』明治六年丁 A8 五三六丁

◎受領文書(「文部省」茶色野紙)

十五三六丁は二ヶ所にあるが、本資料はその前者。

第一大学区
開成学校

其校創立以来之沿革及ヒ現今教員生徒之人員学科等級等

明細取調(至急)開申可致此段相違候也

明治六年十月□□(十一)日

今般年報編輯相成候ニ付テハ本省直轄之学校創建已来之沿革入用ニ候間御校維新以降之沿革別冊医学校沿革之体裁ニ基キ至急御認有之度此段申進候也

十二月十三日

本省
報告課

開成学校

御中

資料一・四

「文部省往復」明治六年丙 A7 七九八丁

◎発信文書（控え）（第一大／学区／開成学校）茶色

（野紙）

①無番号

今般年報編輯相成候ニ付而者諸学校創建以来之沿革別冊医学校ヨリ差出候体裁ニ倣ヒ至急可差出旨承知致候然る処当校之儀者辛未御改革之節書類概略本省江移し残遺之書と申も多クハ断簡零冊ニ而尙分徴考難決（二付）拾摺曠日（今般）何分急速出来兼候間大凡日数十日前後も相罹り可申候条此段為念申上置候也

明治六年十二月十五日

開成学校

本省

報告課

御中

資料一・五

「文部省往復」明治六年乙 A6 四三〇丁

◎発信文書（控え）（第一大／学区／開成学校）茶色

（野紙）

①無番号

当校創業以降屢改革アルヲ以テ旧記散佚已に辛未年間御改革之節書類概略本省へ移シ候ニ付多クハ断簡零冊ニ而徴考シ難ク候得共再応取調之儀御申越ニ付残遺之書ニ就き彼此斟酌或は口碑ニヨリ之ヲ校訂シ漸ク編成致シ候事故缺略許多可有之存候条尚於本省旧記ニヨリ御補缺相成度仍而戊辰以降当日ニ至リ沿革之概略記載シ差出候間御落手之上可然御取計有之度候也

明治六年十二月廿三日

開成学校

伴 正順

島山義成

田中文部少輔殿

資料二 明治七年

資料二・一

「文部省往復」明治七年甲 A9 三六八丁

◎受領文書（「文部省」茶色野紙）

十右欄外下部に「十ノ百三十一号」の書き込み。文部省側によるものか、東京開成学校側によるものか不明。

学第千九百九号

東京開成学校

各校ニ於テ教則学則舎則等上木候節ハ拾部ツ、可差出此段相違候也

但是迄上木ノモノニテ本文部数不差出分ハ早々可差出

事

明治七年十月十五日

文部大輔田中不二麿

資料三 明治八年

資料三・一

「文部省往復」明治八年甲 A12 七二丁

◎受領文書（「文部省」茶色野紙）

東京開成学校

年報編製ニ付其校昨明治七年中之沿革及処務左ニ開列候簡条精細取調来二月中可差出此段相違候也

明治八年一月十七日

文部大輔田中不二麿

簡条

校中ノ沿革

諸規制制定及改定

生徒試験ノ方法及進歩ノ概略

将来学術進歩ニ付須要ノ件

諸統計

吏員

但諸族官等ヲ區別スヘシ

内外教員

但学科等級外國人ハ給料國名ヲ區別スヘシ

生徒

但学科等級外來入舎^{官費等}ヲ區別スヘシ

右十二月ノ現數ヲ記載スヘシ

生徒一歳中進退ノ數

校費出納

但總計内訳等ヲ記スヘシ

書籍器械

其他特別ノ件

資料三・二

【文部省往復】明治八年乙 A 13 八三丁

◎発信文書（控え）（「東京開成学校」茶色野紙）

①申第四十八号

申第四十八号

本校明治七年、報別冊差出候也

明治八年四月二日

本省御中

東京開成学校

資料三・三

【東京開成学校第二年報】巻頭

◎緒言

十年報差出しの文書は、資料三・二

義成等 謹言ス凡ソ学問ハ身ヲ脩メ生ヲ衛リ智ヲ開クノ具ニシテ人ノ以テ人ヲ為ル所ヲ知ラント欲スル寔ニ是ヲ措テ他ノ道ナキ也方今人智日ニ闊ケ月ニ進ミ々々漸ク学問ノ為サ、ル可ラサルヲ知ルニ至レリ是政府勧誘ノ厚キニ因ルト雖^レ抑亦機運ノ然ラシムル所ナリ近日本校ノ規模稍立テ教養粗至リ授業ノ方法ヨリ生徒ノ進退其他庶務ニ至リ渾テ欧米ノ大学校ニ比スルモ大異アルナキニ至ルト雖^レ専門学校ノ創立未タ久シカラサルト我々人民ノ知識未タ彼国民ノ地位ニ至ラサルト二因リ義成等ノ希望スル処尚未タ十ノ一二ヲ得ル能ハス然リト雖^レ去歲中本校生徒ノ学業進歩ヲ察スルニ其本科ニ入リ一科専門ノ学ニ從事スルモノ現ニ二十有四人ニ至レリ西学本邦ニ入リシ以テ還斯学ヲ專脩スルモノアルハ夷ニ之ヲ以テ嚆矢トス其他豫科生徒二百六十七人モ亦咸其学業駸々乎トシテ日ニ進ミ數月ヲ出テスシテ將ニ陸続本科ニ入ルモノアラントス是レ畢竟政府教育保護ノ至厚ナルト校中ノ諸吏及外國教授能ク其職ヲ尽スト生徒ノ奮志勉学トニ因ル所ナリ該年十二月ノ末本校外國教授ノ全員二十人生徒ノ全數二百九十有一人学力未タ其選ニ当ルヲ得スシテ入学ノ許可ヲ俟ツ者無慮數百人夫レ本校ニ入学セント欲スルモノ如此ノ多キニ至ル者ハ則チ我々人民初テ専門学科ノ講究セサル可カラサルヲ知ルヲ以テナリ此他構内製作学教場ニ於

テ諸般ノ工職物品製造ヲ實地ニ就キ習学スル生徒亦四十人アリ是實ニ奎運隆盛ノ徵ニシテ諸ノ國家ノ慶祥ト云ハサル可ケンヤ抑一学校ニシテ尚此ノ如シ況ヤ全国七大学区公私設立二十中学三十三外國語学校ニ於テモ其盛大ナルヲ想像スヘシ夫レ学政益盛大ナレハ資費亦隨テ繁シ故ニ爾後学校ヲ維持スルニ永遠不朽ノ資本金ヲ備ヘ水旱不虞ノ變アルモ依然トシテ教育ヲ廢弛スルナク倍学士ヲ陶成シ人材ヲ輩出セシメ以テ國家不時ノ需ニ供センコトヲ企望ス雖然此事タルヤ固ヨリ積ニ歳月ヲ以テセサレハ成シ得ヘキニ非ス又且此事ヲ深思スル者ノ一助ヲ仰カサルヲ得ス是レ義成等ノ寤寐思慮シテ未タ曾テ暫クモ忘レサル所ノモノナリ今明治七年々報ヲ呈進スルニ際シ併セテ將來ノ目途ヲ稟告ス該報記載スル所ハ本校ノ沿革諸規則ノ改正生徒進歩ノ景況其他校内瑣事ニ至ルマテ諸件悉ク之ヲ詳具ス希クハ覽閱アラント

明治八年四月

東京開成学校校長心得

濱尾 新

同 學校長 畠山 義成

文部大輔田中不二磨殿

資料三・四

【文部省往復】明治八年甲 A 12 一五二丁

◎受領文書（「文部省」茶色野紙）

▼②右欄外下部に「◎【未判読】【花押（未判読）】」

東京開成学校

其校生徒入学退学増減及試業等半年分取纏毎年四月十月
両度ニ可届出旨昨年十二月中相違置候処自今現費総額及
内外教員職員諸雇等相加へ各月末之調ヲ以テ明細表ヲ製
シ毎年両度定期試業之後半期分ツ、取纏翌月中可差出此
段更ニ相違候也
但年報ハ此外ニ差出候儀ト可相心得候也

明治八年七月四日

文部大輔田中不二麿

資料三・五

【文部省往復】明治八年甲 A 12 一九〇丁

◎受領文書（文部省）茶色罫紙）

東京開成学校

年報編製ニ付其校本年中処務之功程取調且生徒教員職員
諸雇学費出納書籍器械等本年十二月末之調ニ拠リ明細表
ヲ製シ来明治九年三月中可差出此段相違候也
明治八年十二月十五日

文部大輔田中不二麿

資料四 明治九年

資料四・一

【文部省往復】明治九年甲 A 15 一九丁

◎受領文書（文部省）茶色罫紙）

直轄諸学校

直轄諸学校於テ編纂之図書及教則校則等印刷候節ハ自今
巷部ツ、東京書籍館へ廻付可致此旨相違候事

明治九年二月十四日

文部大輔田中不二麿

資料四・二

【東京開成学校第三年報】巻頭

◎緒言

十年報差出しの文書は未発見

新 謹テ惟フニ国家ノ隆替スル所以ハ人民ノ智慧ト学士ノ
衆寡トニ原因セザル無シ故ニ人智ヲ開カント欲セハ普通
教育ヲ周備ナラシムルヨリ先ナルハ無シ学士ノ衆キヲ望
メハ専門教育ヲ隆盛ナラシムルヨリ急ナルハ無シ今ヤ我
國奎運方ニ兆シ普通教育漸ク周備ナランヲ期スルニ際シ
専門教育ヲシテ益隆盛ナラシムルヲ最急務トス然リ而テ
本校ノ如キハ現ニ専門教育ヲ負担シ諸学士ヲ陶冶スル所
ニシテ方今ニ在リテ最モ要且重トス故ニ文部省本校ニ付
スルニ巨万ノ金額ヲ以テス是以新等意本校ノ旺盛ナラン
ヲ庶幾スト雖モ如何セン専門学科ノ創設未タ数年ナラス
本科生徒ノ員数未タ衆多ナラス之ニ加ルニ校制未タ全備
セザルニ因テ未タ其功ヲ奏スル能ハス然リト雖モ明治七
年中改定スル所ノ教制ヲ踐行シ又更ニ漸次旧規ヲ釐正ス

ル歎シトセス且諸教員ノ尽力ニ因リ生徒ノ学業進歩ニ涉
ル者アルニ似タリ是ニ於テ明治八年第三年報ヲ編次シ校
中諸務ノ概略生徒進歩ノ景況ヨリ書籍器械其他校費出納
等ニ至ルマテ悉ク之ヲ記載シ恭ク之ヲ進呈ス若シ夫レ向
後本校ノ学歩驟々乎トシテ駐ラザルヲ今日ノ如クナラハ
数年ナラスシテ生徒陸続業ヲ卒リ以テ各般ノ需ニ応スル
ニ至ル亦遠キニ非ザルヲ信ス且新等期望スル所ノ大学ノ
規模速ニ確定シ専門諸科ヲ増設シ数百ノ生徒ヲ教育シ年
々数十ノ学士ヲ輩出スルニ至ラハ実ニ国家ノ裨益之ヨリ
大ナル無カラン冀クハ此報ニ就キ其梗概ヲ瞭鑑センヲ

明治九年三月

文部大輔田中不二麿殿

資料四・三

【文部省往復】明治九年乙 A 16 四三四丁

◎発信文書（稟議書）（東京開成学校）茶色罫紙）

①開第百十三号

◎長【花押（浜尾）】／＼書◎【恭次】

客年々報本年三月中可差出筈之処該年報者一昨年より一層
綿密ニ可致存候間外国教授おモ「レポート」ヲ出サシメ
俵間布ヲ皮紙シ及器械之箇数等精密ニ取調可申ニ付今ヨ
リ二ヶ月ヲ経ルニアラサレハ艱差出候ニより為念此段申

東京開成学校長代理
学校長補浜尾 新

進置候也

九年五月廿二日

東京開成学校

開第百十七号

文部省学務課長

御中

資料四・四

「文部省往復」明治九年乙 A 16 六四三丁

◎受領文書（「文部省」茶色野紙）

↑六四三丁は二つある。

本月廿二日附ヲ以貴校八年、報之儀一昨年と猶一層綿密ニ致シ且器械之箇数等モ精細ニ取調候ニ付今より二ヶ月ヲ經ニアラサレハ難差出旨御申出之処右ハ今も延期二ヶ月ニ至リ候テハ年報編製差支候条精、御取調速ニ御差出有之度此段及御照会候也

明治九年六月一日

文部省

報告課長

東京開成学校長

御中

資料四・五

「文部省往復」明治九年乙 A 16 六四三丁

◎発信文書（控え）（「東京開成学校」茶色野紙）

①開第百十七号

八年、報之義去月廿二日付ヲ以テ延期之義上申いたし置候処本月一日付ヲ以テ延期二ヶ月ニ至リ候而者年報編製ニ差支候ニ付精、取調速ニ可差出段御照会之趣領承可成丈取急キ編成致し可差出候条此段及御回答置候也

九年六月三日

本省

報告課

御中

資料四・六

「文部省往復」明治九年甲 A 15 一〇二丁

◎受領文書（「文部省」茶色野紙）

年報ノ儀自今学年ニ因リ編成差出可申此旨相達候事

但本年ハ一月ヨリ当学年之終期即八月マテ之分ヲ一纏トシテ差出爾後逐次一周学年ヲ以編成可致儀ト可相心得候事

得候事

直轄学校

明治九年八月十一日

文部大輔田中不二磨代理

文部大丞九鬼隆一

資料四・七

「文部省往復」明治九年乙 A 16 四〇二丁

◎受領文書（「文部省」茶色野紙）

▼③上部欄外右に「回答済」の記入

学第十二百号

貴校ニ於テ経伺印刷相成候規則或ハ一覽書等之類是迄各院省等各庁衙并ニ官立学校等へ御回付相成候哉否承知いたし度此段及御照会候也

明治九年八月廿二日

文部省学務課長

東京開成学校御中

追而是迄回付無之候ハ、自今尙部部ツ、御配付相成可然存候且御回付相成候箇所書詳細御申越有之度候也

資料四・八

「文部省往復」明治九年乙 A 16 四〇二丁

◎発信文書（稟議書）（「東京開成学校」茶色野紙）

①開第廿「百六」十廿「九」号

②長【花押（^カ浜尾）】／書印【恭次】

本校於テ経伺印刷相成（候）規則或ハ一覽書等之類是迄各院省等各庁衙并ニ官立学校等へ回付相成候哉否御承知被成度且（是迄）回付無之候ハ、自今尙部部ツ、配付相成可然云、御照会之趣致承知候右印刷書者是迄開板之都度本省直轄官立諸学校并書籍博物両館者勿論三府ヲ始メ（開拓使及）各県々者配付いたし置候得共諸省及

各斤銜え者配付不致候事ニ有之尤〔印刷之内〕木材試験表者宮繕寮博物館□製作寮勸業寮駅通寮大坂造幣寮等え者贈付候義ニ有之候仍テ此段及御回答候也

九年八月廿三日 東京開成学校長補

文部省

学務課長

御中

再伸爾來印刷相成候分ハ各院省始々各斤銜え配付可致候也

資料四・九

『文部省往復』明治九年乙 A 16 六六一丁

◎受領文書〔文部省〕茶色野紙

▼③上部欄外右に「回答済」の記入

報第五百三十四号

今般御差出相成候御校第三年報中蔵書増減表器械雜形博物学用見本類一覽表製作工場造品表並ニ出納表中補助金支払之部生徒費之小計及外国人諸費小計共朱書附箋之廉々計數不相合随テ總計之高及其内訳補助金常費額外常費改残之高ニ迄差響キ其他收入金元受高并ニ差引残高等計算不合之箇所一応取調之上急速御差出有之度仍テ第三年報相副申入候也

明治九年十一月七日

文部省報告課

東京開成学校

御中

追テ副本一冊是亦御差出有之度候也

資料四・十

『文部省往復』明治九年乙 A 16 六六〇丁

◎発信文書〔控え〕〔東京開成学校〕茶色野紙

①開第二百拾六号

開第二百拾六号

今般差出候本校第三年報中蔵書増減表其他之表中計數不相合旨ヲ以テ云々御申越之趣ヲ承右違算之廉者悉皆改訂いたし該報返戻候条御落手相成度此段申入候也

九年十一月八日

東京開成学校

文部省報告課

御中

再伸 御追書之趣者領承該報中学用諸品準備之大略中学用器械注文〔蔵品〕之數ヲ記セル内覆道ノ摸形トアルハ陸道ト改メ申候且教授新雇休雇等ヲ記セシ項中ニ「附木〔シ〕」トアルハ全ク賻字ノ誤〔書〕損ニ有之候間是又改メ置申候此段為念申添候也

資料四・十一

『文部省往復』明治九年甲 A 15 一二五丁

◎受領文書〔文部省〕茶色野紙

直轄学校

直轄諸学校ニ於テ当省へ開申之年報書或ハ世上広告之為メ校則一覽年表等ヲ刊行セント欲スル者ハ其草案ヲ具シテ伺出ベシ此旨相違候也

文部大輔田中不二麿代理

明治九年十二月十六日

文部大丞九鬼隆一

資料四・十二

『文部省往復』明治九年甲 A 15 四九六丁

◎発信文書〔稟議書〕〔東京開成学校〕茶色野紙

①開第二百五十八号

②長①〔淇尾〕ノ書②〔恭次〕「うすくて読み取れない」

*この*を付した三文字は、消し忘れと思われる。最初

左傍線の「シ製本中ニ有之」の部分ヲ削除し、その後

さらに変更を加えるために「已ニ活字ヲ以テ印刷」及び

「今般限り……廉ヲ以テ」を削除して「」の部分に置

き換えたが、その上さらに「」内の「其儘納付致」

を削除した際に「候二付」の部分の削除を忘れたよう

である。

直轄諸学校ニ於テ□〔開〕申之年報書或ハ世上広告之為メ校則一覽年表等ヲ刊行セント欲スル者ハ其草案ヲ以テ伺出ベキ旨本月十六日御違有之候二付而者右等之もの刊行之節者一々経伺スベキ旨ニ有之候処本校第二第三年報

之義者右御達前巴主活字ヲ以テ印刷シ製本中ト有テ〔二印刷候ニ付其廉ヲ以テ其儘納付致〕候ニ付今般限リ本經御刊行いたし候得共御達巴前印刷相成届候廉ヲ以テ本才兼御聞届相成度仍テ該年報拾冊ツ、相納條〔本〕也。〔トシテ〕差出旁此段申上候也

九年十二月廿二日 東京開成学校長補 浜尾 新

文部大丞九鬼隆一殿

資料四・十三

『文部省往復』明治九年乙 A 16 六六二丁

◎発信文書（裏議書）（東京開成学校）茶色野紙

①開第二百五十九号

②長④【浜尾】／書④【恭次】

本校第二（第二）三年報今般印刷候付付（候間）本日納本差出申候ニ付貴課江も各二部ツ、御廻付および候條御落手相成度尤第二年報中将来學術進歩ニ付須要之件中生徒ヲ臨機海外え留学セシムル云々之廉ヲ除キ第三年報中諸教授申報及将来學術（業）進歩ニ関スル要件之内聊カ東革〔訂正〕セル廉有之候得共〔旨〕意味ニ於テハ會テ差出置候年報ト異リ候処無之又各表之内〔少しく〕体裁ヲ改メ候もの有之候得共〔物品〕庫〔個〕数等者従前之モノト相変リ不申候尤外国教授之数ハ独乙人ナウマン氏ヲ加ヘ候ニ付卷人ヲ増シ十九人ニ相成申候此段為念申進置候也

九年十二月廿二日

東京開成学校

文部省

報告課

御中

再伸第三年報本省於テ御編成之節者今般印刷之方御差出〔用意〕相成様いたし度此段も申添候也

資料四・十四

『東京開成学校第四年報』巻頭

◎緒言

↑年報差出しの文書は、資料五・五

謹テ東京開成学校第四年報ヲ呈進ス報中載スル所ノ者ハ実ニ明治九年一月ヨリ同八月ニ至ル八箇月間ニ提掌理治スル諸般ノ条項ニ係ル蓋シ該報ノ編次一年ニ滿タザル所以ノモノハ本年以後年報編次ノ制改マリ一ニ学年ニ従フヲ以テノ故ナリ当学年ノ初期即チ客年九月ヨリ同十二月ニ至ル四ヶ月間ノ事項ノ若キハ既ニ第三年報ニ登録セルヲ以テ今復タ茲ニ贅セス翼クハ両報ヲ对照シ以テ其全学年ノ梗概ヲ瞭知セラレンコトヲ

明治九年十二月

東京開成学校長補浜尾新

文部大輔田中不二磨代理

文部大丞九鬼隆一殿

資料五 明治十年

資料五・一

『文部省往復』明治十年甲 A 18 四九丁

◎受領文書（『文部省』茶色野紙）

直轄学校

年報之儀目今学年ニ二掘リ編成可差出旨昨年八月中相違候ニ付毎年十二月限り差出候儀ト可相心得此段相違候也但シ昨年分年報未タ差出サ、ル学校ハ早々取調可差出候事

明治十年二月十五日

文部大輔田中不二磨

資料五・二

『文部省往復』明治十年丁 A 21 四四二丁

◎受領文書（『文部省』茶色野紙）

◇上部に割り印の一部【部省】の文字あり。

報第四百七十五号

貴部明治九年、報於今御差出無之年報編製ニ差支候案至急御差出有之度此段申入候也

明治十年八月十四日

文部省報告課

東京大学法理文三学部

御中

資料五・三

『文部省往復』明治十年丁 A 21 四四三丁

◎発信文書(控え)(東京大学／法学部／理学部／文学部)茶色野紙

①開第四百二十二号

開第四百二十二号

明治九年、報速ニ可差出段御照会之趣領承右者三四日中ニ差出可申候条此段及御回答候也

明治十年八月十六日

東京大学三学部

文部省報告課

御中

資料五・四

『文部省往復』明治十年丁 A 21 四四四丁

◎発信文書(控え)(東京大学／法学部／理学部／文学部)茶色野紙

①開第四百二十五号

開第四百二十五号

明治九年報過日三四日中ニ可差出段申進置候処(浄書)出来兼候間来ル廿四日中ニ差出可申候条此段尚又申進置

候也

十年八月十九日

東京大学三学部

文部省報告課

御中

資料五・五

『文部省往復』明治十年丁 A 21 四四五丁

◎発信文書(控え)(東京大学／法学部／理学部／文学部)茶色野紙

①開第四百四十一号

開第四百四十一号

明治九年、報編成ニ付正副ニ通差出候条御落手有之度右者遷延ニ相成候間可然御取計有之度候也

十年八月廿四日

東京大学三学部

文部省

報告課

御中

資料五・六

『文部省往復』明治十年丁 A 21 四四六丁

◎発信文書(控え)(東京大学／法学部／理学部／文学部)茶色野紙

①開第四百七十八号

開第四百七十八号

明治十年、報本年中可差出寄之処是年者豫備門及植物園等本部え合シ候ニ付自ツカラ事務錯雜いたし居何分本年

①開第四百五拾二号

④末尾に「再伸」以下文章があり、筆墨で消した後、さらに上から紙が貼られ、消されている。消されている内容は「再伸差出置候年報中今回(改正之義)申進候通ニ記載有之候ハ、」

開第四百五拾二号

過日差出候明治九年、報中第六書籍器械準備之木(概)略中和漢洋書合テ八十四種ニシテ部数百八十冊トアルハ百八十八冊之誤リ又本年僅ニ八ヶ月間ニ於テ蔵書之數既ニ前年ヨリ増加スルヲ四千九百四拾冊トアルハ四千九百拾冊ノ誤リニ有之候間前者ハ八之字ヲ加へ後者ハ四之字ヲ除キ候様いたし度此段及御依頼候也

十年八月廿九日

東京大学三学部

文部省報告課

御中

資料五・七

『文部省往復』明治十年甲 A 18 四九四丁

◎発信文書(控え)(東京大学／法学部／理学部／文学部)茶色野紙

①開第四百七十八号

開第四百七十八号

明治十年、報本年中可差出寄之処是年者豫備門及植物園等本部え合シ候ニ付自ツカラ事務錯雜いたし居何分本年

編成相成兼候間來十一年一月申二差出可申候条此段上申
いたし置候也

明治十年十二月廿八日

東京大学三学部総理加藤弘之

文部少輔神田孝平殿

資料五・八

『東京大学法理文三学部第五年報』巻頭

◎緒言

十年報差出しの文書は、資料六・二

東京大学法理文三学部第五年報編纂成ル乃子例ニ準テ進
呈ス矣ニ明治九年ヨリ同年八月ニ至ルノ一学年ニ在テ
ハ東京開成医学ノ兩校ヲ合併シテ東京大学ト為シ本校即
チ旧開成学校ニ法理文三学部ヲ置キ旧東京英語学校ヲ東
京大学豫備門ト為シ三学部ニ附属シ及ヒ小石川植物園ヲ
理学部ノ所管トナス等凡ソ斯学ノ地歩ヲ躋スノ業ニシ
テ足ラス随テ變更釐革スル所ノ条項鈔シトセス之ヲ要ス
ルニ該年間ハ最モ本部ノ多事紛錯ヲ免カレサルノ時トス
但此報ハ専ラ疏通ヲ旨トスルヲ以テ唯其概要ヲ載スルニ
過キス冀クハ覽閱アラントテ謹言

明治十年十一月 東京大学法理文三学部総理加藤弘之

文部大輔田中不二麿殿

資料六 明治十一年

資料六・一

『文部省往復』明治十一年丙 A 25 四八八丁

◎発信文書（下書き）（東京大学三学部）青色小型野紙

① 卍開第三十六号

前学年、報本月中可差出段會（客年十二月廿八日ヲ以）
テ上申いたし置候処其節申上置候次第ニ而何分本月中編
成相成兼候ニ付尚明一日と三週間御猶豫有之度此段申上
置候也

明治十一年一月卅一日

東京大学三学部

文部省

御中

資料六・二

『文部省往復』明治十一年乙 A 24 五七八丁

◎発信文書（下書き）（東京大学三学部）青色小型野紙

① 丁第二拾壹号

「番号①記入あり」
本部第五年「」報一冊差出候条御落手有之度副本之義
者即今浄書中ニ付出来次第可差出候条此段為念申添候也

明治十一年二月廿五日

東京大学三学部

文部省学務課長

御中

資料六・三

『文部省往復』明治十一年丙 A 25 四四二丁

◎発信文書（控え）（東京大学）法学部／理学部／文
学部）茶色野紙

① 甲第十八号

甲第十八号

本部第五年報副本別冊差出候条御落手有之度候也

明治十一年三月十九日

東京大学三学部

文部省

報告課

御中

資料六・四

『文部省往復』明治十一年甲 A 23 三〇〇丁

◎発信文書（稟議書）（東京大学）法学部／理学部／
文学部）青色小型野紙

① 丁第二十八号

② 『花押（加藤）』／『花押（未判読）』

↑ 准允つき返書は、資料六・六

「番号①記入あり」

本部第五年報（明治九年九月ヨリ）今般印行致度且本部
第二第三年報ハ既刻ニ候得共第四年報ハ未刻ニ付是亦印

第二第三年報ハ既刻ニ候得共第四年報ハ未刻ニ付是亦印

刷致置度此段相伺候也

東京大学三学部総理

明治十一年三月十九日

加藤弘之

文部大輔田中不二麿殿

資料六・五

『文部省往復』明治十一年丙 A 25 四四三丁

◎発信文書（控え）（東京大学／法学部／理学部／文学部 茶色罫紙）

①甲第二十二号

甲第二十二号

曾テ差出置候本部第四年報職員表中外国教授学科及職務ノ項十五行目ニ文学及野画学ト記載候哉ト存候ニ付御取調之上全ク右之如ク記シアリ候ハ、誤写ニ付（而）数学及野画学ニ候間御改メ置有之度此段申進置候也

明治十一年三月廿六日

東京大学三学部

文部省

報告課

御中

資料六・六

『文部省往復』明治十一年甲 A 23 九二丁

◎受領文書（准允つき返書）（東京大学／法学部／理学部／文学部 茶色罫紙）

学部／文学部 茶色罫紙

▼①対応する受領文書の番号「報第百八十四号」の記載あり。

▽右欄外下部に「二七〇」の記載あり（文部省による番号）。

◇准允の回の文字は『文部大輔／田中不二／麿之印』

十稟議書は資料六・四

丁第二十八号

本部第五年報（明治九年九月ヨリ）今般印行致度且本部第二第三年報ハ既刻ニ候得共第四年報ハ未刻ニ付是亦印刷致置度此段相伺候也

刷致置度此段相伺候也

明治十一年三月十九日

東京大学三学部総理

加藤弘之

文部大輔田中不二麿殿

伺之通

但誤写等之廉訂正可致事

明治十一年四月十五日 圖

資料六・七

『文部省往復』明治十一年丙 A 25 五三四丁

◎発信文書（控え）（東京大学／法学部／理学部／文学部 茶色罫紙）

学部 茶色罫紙

①丁第八十九号

丁第八十九号

一 東京大学理学部一覽 明治十一年 拾冊

一 東京開成学校第卅（四）年報 二拾冊
但上冊ハ納本 十冊ハ太政官元老院及外務省以下七省（江
廻付之分
法

一 東京大学理学部第五年報 二拾冊
但前同断文
法

右今回印行候ニ付差出候也

明治十一年六月一日

東京大学三学部

文部省

御中

再伸 東京大学理学部一覽諸官省え（可）廻付之分ハ製本間ニ合不申候間一両日中ニ差出可申候条此段為念申添候也

資料六・八

『文部省往復』明治十一年丙 A 25 四二四丁

◎発信文書（控え）（東京大学／法学部／理学部／文学部 茶色罫紙）

①丁第九十号

丁第九十号

會而差出置候第五年報処務ノ項中ニ東京書籍館ニ寄送セ
ル蘭書六千七百餘卷トセ「ア」ルハ六千四百餘卷ノ誤リ
外国教授申報アトキンソン氏申報中四項ニ「化学中級生
徒ハ冶金学ヲ修メ且此学ノ有益ナルヲ覚知シ好テ之ヲ研
究セシハ」ヨリ其每期ノ終リニ云々ノ間ニ「屢之ヲ徴ス
ルニ足ルモノアリ而テ」ノ十五字ヲ脱シ校費ノ項中ニ「支
出ノ年額金十七万八千四百八拾二錢四厘洋銀五千
八百七十五（八）弗八十七セントニ超シメス」トアルハ
金十七万九千三百〇六円九十錢六厘洋銀五千九百十五弗
六十一セントノ誤リ又「將」來須要ノ項中ニ「此
際ニ方リ」三部共ニ更ニ各三四科ヲ増設シ「トアルヲ更
ニ諸学科ヲ増設シ」ト改メ候ニ付今回該年報ニ際（印刷）
之際右際者（前書之通）改正いたし候ニ付別冊印刷之分
相添此段申進候条最前差出置候方ト御行替有之様いたし
度又者（御都合ニ因リテ）最前之分其儘御差出相成義
ニ候ハ、今後該年報本省於テ御印刷之節ハ別冊印刷之
（今回差出候）分ヲ原稿トナシ候様御取計有之度及御依
頼候也

明治十一年六月一日 東京大学法理文三学部

文部省報告課

御中

資料六・九

『文部省往復』明治十一年丙 A 25 四二八丁

◎発信文書（控え）（東京大学／法学部／理学部／文
学部）茶色野紙

①丁第九十一号

丁第九十一号

本部第五年報過日一ト先御下戻之義上申之上御廻付相成
候処齟齬之廉相改候ニ付該報十冊及本部一覽太政官元老
院并諸省元廻付之分十冊併テ差出候条御落手有之度候也

明治十一年六月四日

東京大学三学部

文部省報告課

御中

再伸丁第九十号ヲ以テ第五年報一冊相添云々申進置候処^{（九）}
該年報表紙相改メ候ニ付別冊差出候条（最前之分ト）御
行替有之度候也

資料六・十

『文部省往復』明治十一年丙 A 25 四〇〇丁

◎発信文書（控え）（東京大学／法学部／理学部／文
学部）茶色野紙

①丁第九十二号

丁第九十二号

本部第四第五年報及本年一覽印刷候ニ付各三冊ツ、差出

候条齟齬御届有之度此段及御依頼候也

明治十一年六月四日

東京大学三学部

文部省内記所

御中

資料六・十一

『文部省往復』明治十一年丙 A 25 三九九丁

◎発信文書（控え）（東京大学／法学部／理学部／文
学部）茶色野紙

①丁第九十三号

丁第九十三号

本部明治九十九年、報及本年一覽共今回印刷候ニ付別冊
（合テ）十二部（ツ）差出候条乍御手数左之姓氏え御
届有之度此段及御依頼候也

明治十一年六月四日

東京大学三学部

文部省内記所

御中

野村素介氏

西村茂樹氏

中島永元氏

学監モルレト氏

資料六・十二

『文部省往復』明治十一年丙 A 25 四二七丁

◎受領文書（『文部省』茶色野紙）

↑資料六・九の回答

報第二百九十六号

兼テ御差出相成居候貴部第五年報中可改正廉、有之旨ヲ以テ印刷本相添詳細御申越之趣承知致候乃御申越之通文部省第五年報中ニ編入之節ハ今般御差出之分ニ拠リ取調最前之分ハ本課ニ可留置候条左様御領承有之度此段及回答候也

明治十一年六月五日

文部省報告課長

東京大学三学部

御中

資料六・十三

『文部省往復』明治十一年甲 A 23 五七丁

◎受領文書（『文部省』茶色野紙）

◇圖の文字は『文部卿／西郷従／道之印』

其学部年報及一覽自今

東京大学法理文学三学部

聖上 皇太后宮 皇后宮江老部宛進呈大臣參議江老部宛可贈付候条爾來印行之節ハ別ニ該部数可差出候事

明治十一年六月十八日

文部卿西郷従道圖

資料六・十四

『文部省往復』明治十一年丙 A 25 五三五丁

◎発信文書（下書き）（『東京大学三学部』青色小型野紙）

①丁第百十一号

丁第百十一号
本部一覽三部第四第五年報各三部併テ九部

聖上 皇太后（宮） 皇后宮え献呈可致為メ差出候条可然御取計有之度候也

〔明治十一年六月廿四日

東京大学三学部

文部省

御中

再伸 大臣參議え贈付スベキ分トシテ一覽及第四第五年報各老部ツ、併テ廿一部差出申候尤參議之内寺島大木〔之兩氏ハ従前本部え關係も有之義ニ付右兩氏及〕西郷之主床（參議）え者大臣參議え贈付之義御達無之前既ニ本部も直ニ贈脱いたし置候。ニ付這回者差出申候条此段も為念申添候也

資料六・十五

『文部省往復』明治十一年丙 A 25 五三七丁

◎発信文書（栗議書）（『東京大学三学部』青色小型野紙）

①無番号

②右欄外に「檢【花押（加藤）】／記録掛【花押（未判読）】」

③上部欄外左に「十二年五月二十六日報告へ出ス」と朱記

本部第六年報編纂候ニ付別冊進呈候也

明治十一年（一）年五（十二）月廿木申

東京大学三学部総理
加藤弘之

文部大輔田中不二麿殿

資料六・十六

『東京大学法理文学部第六年報』巻頭

◎緒言

↑年報差出しの文書は、資料六・十五

例規ニ由テ明治十年九月ヨリ同十一年八月ニ至ル一学年中提掌セル諸般ノ事項ヲ類彙編次シ以テ第六年報トシ謹テ進呈ス

明治十一年十二月

加藤弘之

東京大学法理文学部総理

文部大輔田中不二麿殿

資料七 明治十二年

東京大学法理文学部

御中

資料七・一

『豫備門往復』明治十二年 D1三四〇丁

◎受領文書（東京大学豫備門）茶色野紙）

十三四一丁に同文、同用紙の文書がもう一通ある。

甲第九号

当豫備門第二申報別冊之通及進達候也

東京大学豫備門主幹

明治十二年二月十二日

服部 一三

東京大学三学部綜理加藤弘之殿

資料七・二

『文部省上申同諸課往復』明治十二年甲 A27

一三五丁（文部省上申及諸課往復）の部

◎受領文書（文部省）茶色野紙）

▼③末尾に「各并任之者え渡ス」と書込みあり。

貴学部年報是迄御出来相成居候分入用之儀有之候間各老部ツ、至急御送付相成度此段申進候也

十二年二月廿七日

文部省
内記 所

資料七・三

『文部省上申同諸課往復』明治十二年甲 A27

◎発信文書（稟議書）（東京大学三学部）青色小型野紙）

①丁第六十九号

②抜【花押（加藤）】【花押（未判読）】／記録掛【花押（未判読）】【花押（未判読）】

↑准允つき返書は、資料七・六

異者編纂功竣り進呈致シ候本部第六年報今般東十印刷致し度候条此段相伺候也

明治十二年六月七日

文部大輔田中不二彦殿

東京大学三学部綜理加藤弘之

資料七・四

『文部省上申同諸課往復』明治十二年甲 A27

六〇丁（文部省上申及諸課往復）の部

◎受領文書（文部省）茶色野紙）

▼③上部欄外右に「答済」と朱書あり。

◇上部に割り印の一部【省】の文字あり。

報第二百五十五号

先般御差出相成候別冊貴部第六年報中左記之廉、一応御

取調之上至急御差出相成度此段及照会候也

明治十二年六月廿三日

文部省報告課

東京大学三学部

御中

一生徒之部ニ生徒之総員百五十七人トアリ然ルニ第二年ヨリ第四年迄之生員百九人へ第一年生四十七人ヲ加フレハ百五十六人ト相成総員ニ比スルニ一人之差違有之候

一同給費生之条ニ乙八百分ノ十、一ト有之候へ共再算候処百分ノ十、〇一ト相成候又士族百六十八人ハ百十六人之誤ニテハ無之哉

一豫備門申報試業之部ニ全ク及第セシモノ十八人ナリ而シテ其餘二十七人ハ本月ニ至テ試験ヲ受ク云々トアリ今十八人ニ二十七人ヲ加フレハ四十五人ト相成候然ルニ本文四十六人トアリテ一人之相違有之ハ全ク誤ニテハ無之哉

一豫備門申報中生徒之部ニ自費生二百九十人給費生百二十八人トアリ然ルニ生徒細明表ニハ自費生二八九給費生二二九トアリ何レカ実数ニ候哉

一圖書増減之部ニ記載有之候在来之冊数并ニ総計之數ト毛書籍表中之數ト不相合且本表文学書在来之數八九四七八圖書増減之部ヲ参考候二八五四七ノ誤写ニテハ無之哉ニ被考候

一 器械模写標品及藥品増減表中存在數附点之分増減等差引候処朱書之通ニ相成候

一生徒明細表中第一級之ニ退学一同第四級之六ニ退学一四ト有之候へ共内訳之數ヲ合計スレハ「ハ二」「ハ二」「ハ二」ト相成候

資料七・五

『文部省上申同諸課往復』明治十二年甲 A 27

六二丁（文部省上申及諸課往復）の部

◎ 発信文書（下書き）（「東京大学三学部」青色小型罫紙）

① 丁第七十四号

丁第七十四号
本部第六年報中違算之廉之御取調御廻付ニ付再査候処全ク御申越之通ニ有之候間改正差出候条可然御取計有之度候也

十二年六月廿六日

東京大学三学部

文部省報告課
御中

資料七・六

『文部省准允』明治十二年 E 1 三六丁

◎ 受信文書（准允つき返書）（「東京大学」／法学部／理学部／文学部）茶色罫紙

① 丁第六十九号

◎ 対応する受領文書の番号「報第二百八十一号」の記載

あり。

▽ 右欄外下部に「二六五」の記載あり（文部省による番号）。

◇ 圃の文字は「文部大輔／田中不二／磨之印」

↑ 稟議書は資料七・三

丁第六十九号

異者編纂功竣リ進呈致シ候本部第六年報今般印刷致シ度候条此段相伺候也

明治十二年六月七日

東京大学三学部総理

加藤弘之

文部大輔田中不二磨殿

「六行空行。その間に改頁あり」

伺之通

但朱書之通訂正可致候事

明治十二年八月九日回

資料七・七

『文部省上申同諸課往復』明治十二年甲 A 27

六三丁（文部省上申及諸課往復）の部

◎ 発信文書（下書き）（「東京大学三学部」青色小型罫紙）

① 丁第一百十号

一 〔東京大学法理文学部〕 三拾〔卷〕冊
第六年報

内訳

□〔納〕本 拾冊

天皇陛下 皇太后宮 三冊

皇后宮え献本 三冊

但別仕立〔綴〕之分 拾冊

大臣參議え配賦之分 拾冊

文部卿輔及諸課長分 七〔八〕冊

右今回印刷候ニ付差出候也 東京大学三学部

明治十二年十月十一日
文部省
御中

資料七・八

『文部省上申同諸課往復』明治十二年甲 A 27

六四丁（文部省上申及諸課往復）の部

◎ 発信文書（稟議書）（「東京大学三学部」青色小型罫紙）

① 丁第百十一号

② 右欄外に「掄」【花押（未判読）】／記録掛【花押（未判読）】
【花押（未判読）】
【花押（未判読）】

去ル八月九日ヲ以テ御廻付相成居候本部第六年報副本返戻候条御査収有之度候然ルニ該報中学位課程之中文学部第一年課目（心理学ト）和文学トノ間ニ欧米史学之一科有之候ヲ先年本部一覽略印刷之節与洩居候ニ付右ヲ加載シ綜理内外教員属員等ノ項外国教授之部ニ客年八月申延招之米国人フェノロサ氏記載漏相成居候ニ付副本え附箋

の印あり。

学第千四百五十五号

貴学部教則規則一覽等印行之節文部省工進達方之儀ニ付
明治七年十月十五日并客年六月十八日附ヲ以達相成且同
十年二月十五日附ヲ以学務課長より申進候趣も有之候処
従前御差出之分ニテハ本課準備之分等不足候間自今印刷
毎ニ各四拾〔部〕宛御差出可有之其旨申進候也

文部省学務課長

明治十二年十月三十日

九鬼隆一

東京大学法理文学部総理

御中

資料七・十三

『文部省上申同諸課往復』明治十二年甲 A 27

一七〇丁〔文部省上申及諸課往復〕の部

◎発信文書（稟議書）〔東京大学三学部〕青色小型野紙

① 兩藩林廿〔丁第百廿六号〕

② 右欄外に「檢〔花押（加藤）〕／＼記録掛〔花押（未判
読）〕〔花押（未判読）〕」

④ 末尾に「再伸過般」の書込があり、紙を貼って消され
ている。

兩藩林廿〔丁第百廿六号〕

本部教則規則一覽等印行之節者曾テ御達相成居候部数之

①無番号

東京大学法理文学部第六年報

右 清覽本三冊差出候条可然御取計有之度候也

明治十二年十月十三日 東京大学三学部 記録掛

文部省報告課

御中

資料七・十一

『文部省上申同諸課往復』明治十二年甲 A 27

六八丁〔文部省上申及諸課往復〕の部

◎発信文書（下書き）〔東京大学三学部〕青色小型野紙

① 兩藩林廿四号〔丁百廿二号〕

兩藩林廿四号〔丁百廿二号〕

去ル十一日ヲ以差出候本部第六年報中誤謬之廉有之候ニ
付別紙正誤四十二枚差出候間乍御手数数夫々え御配致方御
依頼申候也

依頼申候也

十二年十月廿八日

文部省報告課

御中

資料七・十二

『文部省上申同諸課往復』明治十二年甲 A 27

一六九丁〔文部省上申及諸課往復〕の部

◎受領文書〔文部省〕茶色野紙

▼③上部欄外右に「答済」と朱書あり。その右に「供閱」

之通ニ増載シ且ツ生轄〔徒〕一覽表ノ体裁ヲ更変シ印刷い

たし候仍テ別冊印刷之分差進置候間本省第六年報え者右

印刷書札連〔二換り〕御中〔附〕載有之度此段及御催頼

〔為念申進〕置候也

十二年十月十一日

東京大学三学部

文部省報告課

御中

資料七・九

『文部省上申同諸課往復』明治十二年甲 A 27

六六丁〔文部省上申及諸課往復〕の部

◎発信文書（下書き）〔東京大学三学部〕青色小型野紙

①無番号

東京大学法理文学部〔部〕第六年報 十冊

右院省使宛配賦之分トシテ差出候条可然御取計有之度候
也

十二年十月十三日

東京大学三学部

文部省報告課

御中

再伸 清覽〔本〕三本〔冊〕之義ハ本日午後或ハ明
日午前之内ニ可差出候条□□□□右様御含置有之度候也

資料七・十

『文部省上申同諸課往復』明治十二年甲 A 27

六七丁〔文部省上申及諸課往復〕の部

◎発信文書（下書き）〔東京大学三学部〕青色小型野紙

外貴課御備之分トシテ四拾部ツ、差出可申段御申越之趣

領承いたし候自今右印刷之節者御申越通可差出候条此段

及御答候也

明治十二年十一月一日

文部省学務課長

九鬼隆一殿

東京大学三学部総理
加藤弘之

七〇丁「文部省上申及諸課往復」の部

◎発信文書（稟議書）（東京大学三学部）青色小型野紙

①丁第百三十二号

②記録掛【花押（未判読）】

明治十二年十一月十一日

九鬼隆一

文部省学務課長

東京大学法理文学部総理

御中

資料七・十四

「文部省上申同諸課往復」明治十二年甲 A 27

六九丁「文部省上申及諸課往復」の部

◎受領文書（文部省）茶色野紙

報第三百四十一号

先般御差出相成候貴部第六年報刷本中誤謬之廉有之趣ヲ

以テ正誤四十二葉御差出相成候処右ハ既ニ諸向配送済之

事ニモ有之且ハ實際格別差支モ無之様相考候間配達之儀

ハ見合置他日文部省年報中ニ編入之節夫々相改可申候条

左様御領認相成度此旨一応申入候也

明治十二年十一月一日

文部省報告課

東京大学法理文学部

御中

資料七・十五

「文部省上申同諸課往復」明治十二年甲 A 27

資料七・十六

「文部省上申同諸課往復」明治十二年甲 A 27

一七一丁「文部省上申及諸課往復」の部

◎受領文書（文部省）茶色野紙

▼②右欄外下部に「花押（未判読）」

▼③上部欄外右に「供蘭」の印あり。

学第千五百三十二号

貴学部教則規則一覽等印行之節ハ會テ達相成居候部数之

外学務課備之分トシテ四拾部宛御差出可相成旨本月一日

附ヲ以御回答有之候処右ハ自今印行之節各所へ配付之分

并ニ学務課備之分共合計四拾部ツ、御差出相成候ハ、可

然儀ニ候条此旨更ニ申進候也

資料七・十七

「文部省上申同諸課往復」明治十二年甲 A 27

一三六丁「文部省上申及諸課往復」の部

◎発信文書（稟議書）（東京大学三学部）青色小型野紙

①丁第百六十七号

②檢【花押（未判読）】／記録掛【花押（未判読）】

十日付なしたが、明治十二年十二月のものであることは、

内容により明らか。

文部省報告課

御中

東京大学三学部

資料七・十八

「東京大学法理文学部第七年報」巻頭

◎緒言

↑年報差出の文書は、未発見

先規ニ遵依シ明治十一年九月ヨリ同十二年八月ニ至ル一学年中提掌セル諸般ノ事項ヲ分纂編纂シ乃チ第七年報トシ謹テ呈進ス

東京大学法理文学部総理

明治十二年十二月

加藤 弘之

文部大輔田中不二磨殿

資料八 明治十三年

資料八・一

『文部省官立学務局及諸局往復』明治十三年甲 A 30

二一九丁（『文部省官立学務局往復』の部）

◎受領文書（普通紙）

▼③冒頭上部に「答済」と朱書あり。

貴学部年報第一ヨリ終迄印刷之分入用之儀有之候ニ付各巻部ツ、当課へ御廻致相成候様致度此段及御照会候也

一月五日

文部省

学務課

東京大学法理文学部

御中

資料八・二

『文部省官立学務局及諸局往復』明治十三年甲 A 30

三〇丁（『文部省官立学務局往復』の部）

◎発信文書（控紙）（『東京大学』／法学部／理学部／文学部）茶色野紙）

①甲第壹号

甲第壹号

本

本年報第一と終り迄印刷之分御入用ニ付各巻部回致候様御照会之趣承了然ルニ第一年報者印刷不致候ニ付第二と第六迄合五部差出候条御落手有之度候也

明治十三年一月七日

東京大学三学部

文部省学務課

御中

資料八・三

『文部省達同往復同届伺』明治十三年丙 A 32

二〇九丁（『文部省往復』の部）

◎受領文書（『文部省』茶色野紙）

▼③上部欄外右側に「答済」と朱書あり。

▼③上部欄外左側に「供隨」の印あり。

報第三十二号

貴学部第六年報中器械模型標品等増減表掲記有之候処右

ハ其学年中博物列品場トカ称ヘ候者有之該場中へ展列有之物品ヲ掲記相成タル義ニ候哉若果シテ列品場等之名称有之博物室ノ体裁ヲ備ヘ候半ハ年報編製上要用ニ付該場中明治十一年八月末列品之総数并創設年月等至急御調査御差出相成度若又該年ニ於テハ列品場創設之見込ニテ未夕開設無之候半ハ其開設ノ時期及蒐集物品数ノミ致承知度此段及照会候也

明治十三年一月廿八日

文部省報告課

東京大学法理文学部

御中

資料八・四

『文部省達同往復同届伺』明治十三年丙 A 32

二一〇丁（『文部省往復』の部）

◎発信文書（稟議書）（『東京大学三学部』青色小型野紙）

①丁第六号

②右欄外に「檢【花押（加藤）】【花押（未判読）】／器械

及物品取締④【山岡】／【記録掛花押（未判読）】

↑傍点 の部分は、直後の「」に対応して、消され

た部分。

〔番号①記入あり〕
本部第六年報中器械模型標品等増減表之義ニ涉リ右学年

中博物列品場ト称候者有之該場中ニ展列有之物品ヲ掲記

候義哉云々御照会之趣領承右掲記之増減表者理字部中各

学科之授業用ニ供スル模型標品等ヲ〔各教場又ハ教場〕

〔其〕隣室等ニ陳列サシ揚中〔シ〕有之〔モノ〕

数ヲ掲記候事〔義〕ニテ該年冊〔ニ在リテハ〕別ニ

博物列品場ト称スル事〔一館ノ設置〕有之候〔記〕ニ

者無之候尤該年報編纂之節ハ明治廿年庚辰秋開サレ

〔十二三兩年間ニ於テ〕〔別ニ〕一ノ博物館ヲ設置シ各

自〔筆〕列品場ニ散在〔分置〕シアルモノヲ〔漸次〕

該館ニ纏集し置ヘキ見込ニ有之候又物品数之義ハ該表

面ニ掲記之物理、化学、工學器械〔及藥品〕之外者博物

列品場〔館〕設立之上ハ該場〔館〕え備付ベキモノニ有

之候条右御回答ニ及候也
〔一月四日出之〕
十三年一月廿九日

文部省報告課御中
東京大学三学部

再伸本文廿年廿月毎度秋開サレ於テ〔舊成〕設置サレ

サレ見込之博物館ハ東京外国語学校構内〔之南側〕ニ在ル

本部生徒旧〔生徒〕病舎ニ而既二間〔昨〕年九月中該

所え各材料採集用〔之〕藥劑標品〔模製〕等之一部分

ヲ相移シ候義ニ有之候此段も為御含申添候也

資料八・五

『文部省官立学務局及諸局往復』明治十三年甲 A 30

八六丁〔文部省官立学務局往復〕の部

◎受領文書〔文部省〕茶色野紙

▼②右欄外下部に『⑩【□城】』

▼③上部欄外右側に「済」と朱書あり。

▼③上部欄外右側に「供閱」の印あり。

官学第二十号

貴学部第五六年報各五部及ヒ法理文学部改定規則英文

共拾部入用有之候間早、御回送相成度此段及御照会候也

明治十三年四月二日

文部省官立学務局長

辻 新次

東京大学法理文学部総理

御中

資料八・六

『文部省官立学務局及諸局往復』明治十三年甲 A 30

八七丁〔文部省官立学務局往復〕の部

◎発信文書〔稟議書〕〔東京大学三学部〕青色小型野紙

①甲第六十二号

②檢【花押（加藤）】／記録掛【花押（未判読）】

本部第五第六年報各五部及ヒ法理文学部改定規則英文共

拾部御入用ニ付御廻送可致段御照会之趣了承乃チ該年報

十部差出候且ツ法理文学部改定規則和文之方者部数僅少

ニ付三部ナラデハ差出兼候ニ付英文共合八部文差出候御

落手相成度候也

資料八・八

『文部省達同往復同届伺』明治十三年丙 A 32

二二四丁〔文部省往復〕の部

◎発信文書〔稟議書〕〔東京大学三学部〕青色野紙

十三年四月二日
東京大学三学部総理

文部省官立学務局長
御中

資料八・七

『文部省達同往復同届伺』明治十三年丙 A 32

二二三丁〔文部省往復〕の部

◎受領文書〔文部省〕茶色野紙

▼②右欄外下部に『花押（加藤）』

◇圖の文字は『文部省／報告局』

↑資料八・八参照

報第百六拾二号

貴学部第七年報明治十一年九月迄之儀進達期限モ有之候

処于今御開申無之本省年報編成差支候ニ付速ニ御取調御

差出相成度此段及御照会候也

明治十三年八月廿一日

文部省報告局御

東京大学三学部

御中

資料八・八

『文部省達同往復同届伺』明治十三年丙 A 32

二二四丁〔文部省往復〕の部

◎発信文書〔稟議書〕〔東京大学三学部〕青色野紙

二二四丁〔文部省往復〕の部

◎発信文書〔稟議書〕〔東京大学三学部〕青色野紙

二二四丁〔文部省往復〕の部

◎発信文書〔稟議書〕〔東京大学三学部〕青色野紙

①丁第七十三号

②総理／／記録掛【花押（未判読）】

↑別紙は資料八・七

別紙之通り文部省も年報差出方之件ニ涉リ申越ニ付左
案之通御照会可相成哉

本部第七年報進達之件ニ涉リ云、報第百六拾貳号ヲ以テ
御申越承了然ルニ右者教授之申報中或ハ誤解（成）不裁
其申（相成分）も有之候ニ付而者（延引之趣不都合候得
共）来ル九月中（必）可差出候条可然御取計相成度此段
御回答旁及御倚頼候也

十三年八月廿七日

文部省報告局御中
東京大学三学部

資料八・九

『文部省達同往復同届伺』明治十三年丙 A 32

二三五丁（『文部省往復』の部）

◎発信文書（稟議書）（東京大学／／法理文／学部及／
豫備門）青色野紙）

①丁第百〇九号

②総理【花押（加藤）】／全補【花押（服部）】／／記録掛◎

【山崎】◎【恭次】【花押（未判読）】◎【坪内】◎【白木】

従前本部年報ニ登載いたし候生徒現数之義ハ八月末之現
員ニ有之候処同月者夏期休業中ニ有之者且ツ廿（前）月
之試験ニ而卒業或ハ退学セルモノ多ク有之学年中人員最

モ減少之時之調査ニ係リ不都合ニ付本部第七年報之現員
者学年ノ始メ九月下旬之調査ニ致し候義ニ有之候条此段
為念申進置候也
明治十三年十一月八日

東京大学三学部総理
加藤弘之

文部省報告局長
中島永元殿

再伸 年報え登載之生徒人員者自今半〇（該年）報同様
学年始メ之現員才（二）而調査可致候条此旨も添申候也

資料八・十

『文部省達同往復同届伺』明治十三年丙 A 32

二八〇丁（『文部省届伺』の部）

◎発信文書（稟議書）（東京大学／／法理文／学部及／
豫備門）青色野紙）

①丁第百十四号

②総理【花押（加藤）】／全補【花押（服部）】／／記録掛
【花押（未判読）】【花押（未判読）】

↑准允つき返書は、資料九・一

東京大学法理文学部第七年報至全（明治十一年九月）
但小本老冊

右今般印刷いたし度候条此段相伺候也

明治十三年十一月廿五日

東京大学三学部総理

文部卿河野敏謙殿

再伸右出牒（印刷）之義者可成至急裁可有之度候也

加藤弘之

資料八・十一

『文部省達同往復同届伺』明治十三年丙 A 32

二三四丁（『文部省往復』の部）

◎受領文書（『文部省』茶色野紙）

▼②右欄外下部に「◎【恭次】【花押（未判読）】（花押
は青色）

◇発信者◎の文字は【中島】

貴学部年報中生徒現数之儀ハ従前八月末ノ調ニ候処同月
ハ卒業或ハ退学等ニテ人員最モ減少之時ニ付第七年報
ハ該学年之始九月下旬之調査ニ拠リ御記載相成候旨御申
越相成候処教職員職員等ハ総テ該学年末ノ調ニシテ独り生
徒ノミ学年始之調査ニテハ稍妥当ナラサル様被相考候間
右生徒ハ其学年第三期ノ終リ即七月十日ノ現員ニ拠リ今
後共御取調相成可然存候此段申進候也

明治十三年十一月

文部省報告局長
東京大学法理文学部総理

中島永元殿
加藤弘之殿

資料八・十二

『文部省達同往復同届伺』明治十三年丙 A 32

二五丁「文部省往復」の部

資料九 明治十四年

伺之通

◎発信文書（稟議書）（「東京大学／法理文／学部及／豫備門」青色野紙）

①丁第百三十六号

資料九・一

②総理【花押（加藤）／全補【花押（服部）】／記録掛

「文部省准允」明治十四年 E1 三丁

【花押（未判読）】③【坪内】

◎受領文書（准允つき返書）（「東京大学／法理学部／文学部」茶色野紙）

*の部分は抹消後朱による指示で生き返らされている。

第八年報差出方延期之義ニ付報告局え左之通御申遣可相成哉

▼①対応する受領文書の番号「報第百十四号」の記載あり。

▼②右欄外下部に【花押（加藤）】

▽右欄外下部に「三三三」の記載あり（文部省による番号）

◇准允の箇の文字は【文部卿／河埜敏／謙之印】

↑稟議書は資料八・十

丁第百十四号

但小本老冊

東京大学法理文学部第七年報自明治十一年九月至同十二年八月

東京大学三学部総理

加藤弘之

右今般印刷致度候条此段相伺候也

明治十三年十一月廿五日

加藤弘之

文部卿河野敏謙殿

再伸右印刷之儀者可成至急裁可有之度候也

文部省報告局長

西村茂樹殿

明治十三年十二月廿四日

東京大学三学部総理

加藤弘之

可然御取計置有申此段申進置候也

明治十三年十一月廿五日

但朱書附箋之通訂正可致候事

明治十四年二月五日

資料九・二

「文部省往復」明治十四年丙 A36 五八一丁

◎発信文書（稟議書）（「東京大学／法理文／学部及／豫備門」青色野紙）

①丁第百十四号

②総理【花押（加藤）／全補【花押（服部）】／記録掛

【花押（未判読）】

*写しの簿冊（A40の2）では、この行全体が削除されている。

本部第七年報印刷之義今般同済相成候処該年報中昨学年或ハ昨年ト記載候廉者書損ニ付右等者都テ本学年或ハ本年ト改正之上印刷可致候条此段申進置候也

明治十四年二月七日

東京大学三学部総理

加藤弘之

文部省報告局長

西村茂樹殿

資料九・三

「文部省往復」明治十四年甲 A34 七九五丁

◎発信文書（稟議書）（「東京大学／法理文／学部及／豫備門」青色野紙）

①丁第百三十六号

②総理【花押（加藤）／全補【花押（服部）】／記録掛

【花押（未判読）】③【坪内】

*の部分は抹消後朱による指示で生き返らされている。

第八年報差出方延期之義ニ付報告局え左之通御申遣可相成哉

本部第八年報之義本月中可差出客之処従前年報ニ掲載之書籍増減表者冊数ヲ以テ調査候処右者（自今）部数ヲ以テ調査候様過般貴局御談示之次第も有之候ニ付更ニ部数之方ニ調替不致而者艱相成然ルニ数冊（并部）「万巻」之書廿冊（調替廿冊）（二有之候）事ユヘ何分急速調済相成兼候ニ付而者該年報（之義）本月中ニ差出候運ニ致兼候間来十四年一月中ニ可差出候条右御書廿冊可然御取計置有申此段申進置候也

明治十三年十二月廿四日

東京大学三学部総理

加藤弘之

豫備門「青色野紙」

①丁第三十五号

②総理【花押（加藤）】／全補【花押（服部）】／記録掛

【花押（未判読）】

東京大学法理文学部第七年報 十部

右印刷候ニ付納本トシテ差出候也

明治十四年四月廿日

東京大学三学部総理加藤弘之

文部卿福岡孝弟殿

資料九・四

【文部省往復】明治十四年丙 A 36 二五二丁

◎発信文書（稟議書）（東京大学／法理文／学部及／

豫備門「青色野紙」

①丁第三十四号

②総理【花押（加藤）】／全補【花押（服部）】／記録掛

【花押（未判読）】

* この部分は一字分程度上にずらすように朱で指示が入っている。

※ 同右

※ 右脇に訂正として朱記されているが、文中の該当箇所は消されていない。

東京大学法理文学部第七年報 四十巻部

内訳

聖上

巻部

両皇后宮

貳部

大臣参議

拾貳部

文部卿輔書記官及准奏任

拾壹（貳）部

官省使

拾壹部

官立地方両学務局及報告局

三部

右今回印刷候ニ付

聖上両皇后之之献本及其他配賦之分トシテ差出候条可然御取計有之度此段申進候也

明治十四年四月廿日

東京大学三学部

文部省内記所

御中

資料九・五

【文部省往復】明治十四年丙 A 36 五八三丁

◎発信文書（稟議書）（東京大学／法理文／学部及／

豫備門「青色野紙」

①無番号

②記録掛【花押（未判読）】（一行目下部に記載）

東京大学法理文学部第七年報今回印刷候ニ付兼而借用いたし置候該報副本之代本トシテ別冊印刷之分差出候条御落手有之度候也

明治十四年四月廿日

東京大学三学部

記録掛

文部省

報告局属

再伸該報諸規則撰定改正之件中小石川植物園來觀規則増補改正之項ニ誤謬之廉有之候間訂正ヲ加へ候条此旨為念申添候也

資料九・六

【文部省往復】明治十四年丙 A 45 二五七丁

◎発信文書（稟議書）（東京大学／法理文／学部及／

豫備門「青色野紙」

①丁第四十七号

②総理【花押（加藤）】／全補【花押（服部）】／記録掛

【花押（未判読）】④【坪内】

* 右肩に「上」という指示が朱記で入っている。

* 右肩に「下」という指示が朱記で入っている。なお、写しの簿冊（A 40の1）によると、この二行は順序が入れ替っている。

本部第七年報皇族其他へ進贈之義ニ付内記局え之文通ハ左之通ニ而可然哉

先般印刷いたし候本部第七年報之義皇族え進呈及其他左記之向え贈祝いたし度仍テ二十部差出候条可然御取計有之度候也

明治十四年五月廿四日

東京大学三学部

文部省内記所〔局〕

有栖川宮巴下諸宮え進呈

八部

諸省卿贈祝

六部

太政官中法制、會計、軍事、内務、外務、司法等各部 六部

資料九・七

『文部省往復』明治十四年乙 A 35 六五三丁

◎受領文書（「文部省」茶色野紙）

▼②右欄外下部に「㊦【吉田】」

地学第七百十九号

今回京都府ヨリ東京大学医学部諸規則類教則学科表較準ノ為メ請求候間乍御手数數現行ノ分夫、御取纏メ御回付ニ預リ度此段申進候也

明治十四年七月十八日

文部省地方学務局

東京大学

御中

追テ代価ヲ要候儀ニ候ハ、毎書類御申出相成度此段申添候也

資料九・八

『校中往復』明治十四年乙 D 4 一丁

◎発信文書（稟議書）（「東京大学」青色野紙）

①巳第巻号

②総理【花押（加藤）】／同心得／石黒／庶務課⑨【恭次】⑩【市川／寛繁】⑪【坪内】

↑別紙は資料九・七

按

庶務部

本部一覽

第四年報

第五年報

第六年報

預科生徒心得

本科生徒心得

別課医学生徒心得

全 規則

製菓学教場規則及学科課程

本科生徒理科試問規則

” 卒業試問規則

別課医学生徒理科試問規則

全 卒業試問規則

外ニ証書六葉

右之通差出候也

資料九・十

『文部省往復』明治十四年乙 A 35 六五〇丁

◎発信文書（稟議書）（「東京大学」青色野紙）

①甲第二号

②総理【花押（加藤）】／同心得／石黒／庶務課⑨【恭次】⑩【市川／寛繁】⑪【坪内】

医学部諸規則類相添左按地方学務局へ回答相成可然故今回京都府ヨリ東京大学医学部諸規則類較準ノ為メ請求候ニ付現行ノ分取纏御回付可申旨御申越之趣致承知候即

記

【別紙】

御中

東京大学

明治十四年七月十九日

東京大学医学部

予別記之通差出候此段及御回答候也

明治十四年七月廿日

東京大学

文部省地方学務局

追而代価者不要義二有之候此段申添候也

記

医学部 一覽 明治十年

同 第四年報

第〔同〕第五年報

〔同〕第六年報

預科生徒心得

本科生徒心得

別課医学生徒心得

同 規則

製菓学教場規則及学科課程

本科生徒理科試問規則

同 卒業試問規則

別課医学生徒理科試問規則

全 卒業試問規則

寄宿舎々則

甲乙表

以上

資料九・十一

『文部省往復』明治十四年甲 A 34 五三〇丁

◎発信文書（稟議書）（「東京大学」青色野紙）

①丙第三十九号

②総理【花押（加藤）】／全心得／全補助【花押（服部）】／庶務課④【坪内】④【市川／寛繁】

④上部欄外に赤の附箋（至急の意味）の貼ってあった跡がある。

本学第八年報謄写相竣り候ニ付文部省へ御差出添書左案之通ニ而可然哉

案

法理文学部第八年報編成候ニ付別冊正副二本差出候也
明治十四年八月廿九日 東京大学総理加藤弘之 印

文部卿福岡孝弟殿

資料九・十二

『東京大学法理文学部第八年報』巻頭

◎緒言

↑年報差出しの文書は、資料九・十一

先規ニ遵依シ明治十二年九月ヨリ同十三年八月ニ至ル一学年中法理文学部ニ於テ提掌セル諸般ノ事項ヲ分擬編纂シ乃チ第八年報トシ謹テ呈進ス

明治十四年九月七日

東京大学総理加藤弘之

文部卿福岡孝弟殿

資料九・十三

『文部省往復』明治十四年甲 A 34 三七一丁

◎発信文書（稟議書）（「東京大学」／法理文／学部及／豫備門」青色野紙）

①丁第七号

②総理【花押（加藤）】「右脇下に「会計主任ノ印ヲ取ラサル可ラス」と朱記。加藤の文字と思われる」／全心得

／全補助【花押（服部）】／教務課④【富塚】／会計

課主任【花押（未判読）】／編纂課【花押（未判読）】

④【大野】／調度掛④【小□】／庶務課④【恭次】④

【市川／寛繁】④【坪内】

↑准允付き返書は、資料十・一

↑准允付き返書によれば、送達日は九月九日である。

三学部第八年報印刷之義ニ付伺書者左案之通ニ而可然哉

東京大学法理文学部第八年報之儀過般進達致置候処右本学於テ印刷致度此段相伺候也

明治十四年九月

東京大学総理加藤弘之

文部卿福岡孝弟殿

資料九・十四

『文部省往復』明治十四年乙 A 35 六二七丁

◎受領文書（「文部省」茶色野紙）

▼②右欄外中央辺以下に「教務課／庶務課④【坪内】」

▼③上部欄外に「供聞／総理【花押（加藤）】／全心得／

全補助

◇上部に割り印の一部【学務局】の文字あり。

◇圃の文字は【文部省／専門学／務局印】

↑本資料は、資料九・十五の別紙として簿冊に綴じこまれている。

専学第九百四拾号

貴学法理文学部第八年報生徒之項ニ本学年中入学スルモノ六拾四人ト有之候処曾テ御進達相成候明細表ニハ十二年九月二十五拾九人十月一人十一月二人十三人四月二人合六拾五人ノ入学ニ相成候様相見ヘ将又職員ノ表(八月末現員)寄宿取締之項不相見候処全明細表ニハ寄宿取締一ト有之符合不致右ハ執レカ正員ニ有之候哉承知致度此段及御問合候也

明治十四年十二月廿二日

東京大学御中

文部省

専門学務局

資料九・十五

『文部省往復』明治十四年乙 A 35 六二五丁

◎発信文書(稟議書)(「東京大学」青色野紙)

①甲第百二十二号

②総理【花押(加藤)】ノ全心得ノ全補助【花押(服部)】ノ教務課【花押(未判読)】ノ庶務課⑩【恭次】⑪【坪内】⑫【市川】ノ寛繁】

③上部欄外に「送達済」の印

↑別紙は、資料九・十四

別紙之通専門学務局より問合有之候ニ付取調候処十二年九月二十五拾九人ト有之候者五拾八人(年報方止)

ナルヲ以テ入学合六拾五(四)人ニ有之寄宿取締之方八年報ニ脱落候義ニ付左案ヲ以テ御回答可相成哉

本学法理文学部第八年報中生徒及寄(宿)取締之項曾而進達之明細表ト齟齬之廉有之ニ付云、御問合之趣承了右者(明細表)生徒入学之數二十二年九月二十五拾九人ト有之候者五拾八人ニシテ即チ合六拾四人ニ有之又職員表寄宿取締一人八年報之方脱落候義ニ有之候条此段及御回答候可然御取計相成度候也

十四年十二月廿五(六)日 東京大学

文部省専門学務局御中

資料九・十六

『文部省往復』明治十四年甲 A 34 三七八丁

◎発信文書(稟議書)(「東京大学」青色野紙。)

①丁第三十一号

②総理【花押(加藤)】ノ全心得ノ全補助【花押(服部)】ノ教務課⑩【富塚】⑪【井上】⑫【坪田】ノ庶務課⑬【恭次】⑭【坪内】⑮【市川】ノ寛繁ノ編纂課【花押(未判読)】⑯【大野】

③上部欄外に「送達済」の印
↑准允付き返書は、資料十・二

本学(三学部)一覽及年報差出方延期上申左案之通ニ而可然哉

本学法理文学部一覽及年報之義一覽ハ学年之始五十日以内年報ハ毎年十二月中可差出成規ニ候処一覽之方ハ(申上)嘗テ延期相成(同済)ニ相成居候処(得共)諸規則改正之分諮詢会ニ付シ其議決ヲ要シ(且)現ニ寄宿舎規則ノ如キ(等其他)経伺中ニ有之又年報之義ハ(緊急之事務取調等)都合モ有之殊ニ諸教師申報等いまた不差出向も有之考ニ付(且ツ)該申報(ハ)反訳ニ付シ候事ユヘ到底各成規之(其)期日ニ差出難ク(兼)候ニ付而者両様とも来ル十五年四月中差出候様致度此段御聞置相成度豫而上申候也

十四年十二月廿廿(八)日

東京大学総理加藤弘之

文部卿福岡孝弟殿

再伸豫備門一覽及年報共本文同様之義ニ有之候条此段副申候也

資料十 明治十五年

資料十・一

『文部省往復』明治十五年甲 A 48 二二〇丁
◎受領文書(准允付き返書の写し。原議欠)(「東京大学」茶色野紙)

▼①対応する受領文書の番号「報第八号」の記載あり。

↑稟議書は九・十三

丁第七号

東京大学法理文学部第八年報之儀過般進達致置候処右本
学於テ印刷致度此段相伺候也

明治十四年九月九日

東京大学総理加藤弘之

文部卿福岡孝弟殿

伺之通

明治十五年一月十二日

資料十・二

『文部省往復』明治十五年甲一 A 48 一二五丁

◎受領文書(准允つき返書の写し。原議欠)(「東京大学」
罫紙)

▼①対応する受領文書の番号「専学第三拾二号」の記載
あり。
↑稟議書は資料九・十六。差出日が異なっている。

丁第三十一号

本学法理文学部一覽及年報之義一覽ハ学年之始五十日以
内年報ハ毎年十二月中可差出成規ニ候処一覽之方ハ嘗テ
延期伺済ニ相成居候得共諸規則改正之分ハ諮詢会ニ付シ
其議決ヲ要シ且現ニ寄宿舎規則等其他経伺中ニモ有之又

年報之義ハ緊急之事務取調等之都合モ有之殊ニ諸教師申
報等未夕不差出向モ有之且該申報ハ返訳ニ付シ候事ユヘ
到底其期日ニ差出兼候ニ付ハ兩様トモ来ル十五年四月中
差出候様致度此段御聞届置相成度豫而上申候也

十四年十二月廿六日

東京大学総理加藤弘之

文部卿福岡孝弟殿

再伸豫備門一覽及年報共本文同様之義ニ有之候条此段
副申候也

申出之趣事実無餘儀相聞候ニ付聞置候事

明治十五年一月十九日

資料十・三

『文部省往復』明治十五年甲三 A 50 五三七丁

◎発信文書(稟議書写し。原議欠)(「東京大学」茶色罫紙)

①甲第六十三号
↑准允つき返書は、資料十・四

甲第六十三号

医学部一覽開申延期之義ニ付文部省へ之上申ハ左之
通ニ而可然哉

本学法理文学部一覽及年報差出方四月迄延期之義上申御
聞置相成候処医学部之分も同様之理由ニ而何分期日迄ニ

差出兼候ニ付而者亦一覽之方ハ来四月中年報之方ハ来
六月中ニ差出候様致度候条右御聞届置相成度此段上申候也

明治十五年一月廿八日

東京大学総理加藤弘之

文部卿福岡孝弟殿

資料十・四

『文部省往復』明治十五年甲一 A 48 一三六丁

◎受領文書(准允つき返書の写し。原議欠)(「東京大学」
茶色罫紙)

▼①対応する受領文書の番号「専学第七拾九号」の記載
あり。
↑稟議書は資料十・三

甲第六十三号

本学法理文学部一覽及年報差出方来四月迄延期之義上申
御聞届置相成候処医学部之分も同様之理由ニ而何分期日迄
ニ差出兼候ニ付而者亦一覽之方者来四月中年報之方者
来六月中ニ差出候様致度候条右御聞届置相成度此段上申候
也

明治十五年一月廿八日

東京大学総理加藤弘之

文部卿福岡孝弟殿

上申之趣聞置候事

明治十五年二月七日

資料十・五

【文部省往復】明治十五年丙 A 45 七五二丁

◎発信文書（稟議書）（「東京大学」青色野紙）

①甲第九十号

②総理【花押（加藤）】／全心得／全補助【花押（服部）】

／／教務課⑩【富塚】／庶務課⑩【恭次】⑩【坪内】

⑩【市川／寛繁】

③上部欄外に「送達済」の印

本学三学部第八年報中生徒之項惣員ノ一章中脱文之件

ニ付文部省報告局え左案之通御申送可相成哉

〔番号①記入あり〕
曾テ進達いたし候本学法理文学部第八年報生徒ノ項ニ此

一週年間ニ退学スルモノ十七人ノ下え「死亡スルモノ

一人」之八字〔脱〕落候条右御記載置相成候様いたし度

此段及御倚頼候也

十五年二月七〔八〕日

東京大学

文部省
報告局御中

資料十・六

【文部省往復】明治十五年甲二 A 49 二九七丁

◎発信文書（稟議書写し。原議欠）（「東京大学」茶色野

紙）

①甲第百十五号

↑准允つき返書は、資料十・九。同資料と比較すると*
の部分に「猶」の文部が欠けている。

甲第百十五号

四学部年報ヲ合セ大学年報トスルノ件ニ付伺案者左
之通ニ而可然哉

本学法理文学部及医学部第八年報開申延期之義過般上申

致シ御開届相成居候処右ハ四学部合併之上ハ無論大学之

年報ト可致善之処三学部ハ医学部之学年相異リ候より右

ヲ合シ候儀六ヶ敷カ為メ從前之通り相分チ置候心得罷在

候処然ルニ学部ニ関セス全ク大学全体ニ関スル事件ヲ掲

載候事出来不申候ニ付到底三学部ト医学部ノ年報ヲ相分

チ候義ハ相止メ大学ノ年報ト致度就而ハ右大学年報ハ医

学部学年始ヨリ百二十日間ニ進達候様致度仍而相同候也

明治十五年二月廿日

東京大学総理加藤弘之

文部卿福岡孝弟殿

再伸第八年報之義者最前御開届相成候期限即チ本年二
月六日差出可申義ニ有之候条此段為念副申候也

資料十・七

【校中往復】明治十五年 D 8 二一七丁

◎受領文書（「東京大学」茶色野紙）

▼①右欄外辺下部に「⑩【坪内】⑩【恭次】」

◇⑩の文字は【東京大学／庶務課医学ノ部出勤印】

医学部第七年報印刷出来致候ニ付別紙之通り夫々へ御配
付相成度尤他官庁へハ当課より直ニ回付と致度候此段申進
候也

十五年二月廿八日

医学部出勤庶務課

大学庶務課

御中

〔別紙〕

宮内省

文部省

大学

三部

八拾部

四拾部

福岡文部卿

西村書記官

中島書記官

小林書記官

伴書記官

江木書記官

安東書記官

九鬼少輔

辻書記官

浜尾書記官

久保田書記官

伊沢書記官

岩崎書記官

吉村書記官

〔改丁〕

二部ツ、

加藤総理
服部幹事

三島教授

外山教授

菊池教授

伊藤教授

矢田部教授

島田教授

岩佐教授

山川教授

平岡教授

松井直吉

穂積部長

杉浦豫備門長

小中邸教授

木村正辞

田尻稻次郎

和田維四郎

岸本辰雄

古市公威

桜井錠二

古賀助教授

岡 助教授

関谷助教授

五十嵐恭次

坪内教之助

市川寛繁

惣計百六拾六部

資料十・八

『文部省往復』明治十五年丁 A 46 二二二丁

◎発信文書(稟議書)(「東京大学」青色野紙)

①甲第四百四十四号

②総理【花押(加藤)】/全心得/全補助/幹事【花押(服部)】/庶務課【花押(未判読)】⑧【坪内】⑨

【市川/寛繁】

③上部欄外に「送達済」の印

医学部第七年報印刷之分左案ヲ以テ文部省ニ御差出

可相成哉

〔番号①記入あり〕

東京大学医学部第七年報

九十五(八)部

内訳

聖上

両皇后宮

〔本省学務報告局備弁〕

諸官省及各所配賦之分

文部卿輔以下書記官分

十五部

右今回印刷候ニ付 聖上両皇后宮之献本及其他配賦

之分トシテ差出候条可然御取計有之度此段及御倚頼候也

十五年三月一日

文部省庶務局 御中

資料十・九

『文部省往復』明治十五年甲一 A 48 一三八丁

◎受領文書(准允つき返書の写し。原議欠)(「東京大学」茶色野紙)

▼①対応する受領文書の番号「専学第二百二十三号」の記載あり。

†稟議書は資料十・六

甲第四百十五号

本学法理文学部及医学部第八年報開申延期之儀過般上申

致シ御聞届相成居候処右者四学部合併之上ハ無論大学之年報ト可致答之処三学部ト医学部之学年相異リ候ヨリ右

ヲ合シ候儀六ヶ敷カ為メ猶従前之通り相分チ置候心得罷

在候処然ルニ学部ニ関セス全ク大学全体ニ関スル事件ヲ

掲載候事出来不申候ニ付到底三学部ト医学部ノ年報ヲ相

分子候義ハ相止メ大学ノ年報ト致度就テハ右大学年報ハ

医学部学年始ヨリ百二十日間ニ進達候様致度仍而此段相

伺候也

明治十五年二月廿日

東京大学総理加藤弘之

文部卿福岡孝弟殿

再伸第八年報之義者最前御聞届相成候期限(即チ本年二

差出可申義ニ有之候条此段為念副申候也

書面伺之通

明治十五年三月六日

東京大学

資料十・十

『校中往復』明治十五年 D 8 二二二丁

◎受領文書（「東京大学」茶色野紙）

▼②右欄外下部に「㊦」【恭次】㊦【坪内】㊦【市川／寛
繁】

◇印の文字は【東京大学／庶務課医学／部出勤印】

過般印刷相成候医学部第七年報再正誤別紙百七拾枚差出
候条夫々へ御配付有之度此段及御倚頼候也

十五年三月十日

医学部出勤

庶務課印

大学

庶務課

御中

資料十・十一

『文部省往復』明治十五年丁 A 46 二九〇丁

◎発信文書（稟議書）（「東京大学」青色野紙）

①甲第二百九十七号

②総理【花押（加藤）】／全心得／全補助／幹事【花押（服
部）】／會計課㊦【羽田野】㊦【小泉】㊦【安井】／編
纂課【花押（未判読）】㊦【大野】㊦【復】／庶務課

㊦【恭次】㊦【坪内】㊦【市川／寛繁】

③上部欄外に「送達済」の印

〔番号①記入あり〕

本学法理文学部第八年報

聖上献本及大臣其他え配賦方左案ヲ以テ文部省庶務

局え照会可相成哉

東京大学法理文学部第八年報

三拾七部

内

聖上（両皇后）献本

三部

大臣参議

拾四（五）部

文部省学務報告局

三部

同 卿輔其他

拾七部

右今回印刷候ニ付差出候条乍御手数数夫々御配賦有之度此
段及御倚頼候也

十五年四月十八日（二十日）

東京大学

文部省庶務局

御中

再伸諸官省え配賦之分（ハ）御省え可差出処誤テ本学
より直チニ送付候条此段申副候也

〔次丁として「東京大学」青色小型野紙に書かれた次の
様な文書が綴じ込まれている。右の資料との関連性は
はっきりしない〕

聖上及両后へ

三部

文部省へ納本

拾部

文部勅委任官へ

拾七部

普通学務局外式局へ

三部

太政大臣及参議へ

拾四部

／四拾七部

資料十・十二

『文部省往復』明治十五年丁 A 46 二九三丁

◎発信文書（稟議書）（「東京大学」青色野紙）

①甲第二百九十八号

②総理【花押（加藤）】／全心得／全補助／幹事【花押（服
部）】／會計課／庶務課㊦【恭次】㊦【坪内】㊦【市
川／寛繁】

③上部欄外に「送達済」の印

*「一」が抹消されている。

〔番号①記入あり〕

本学第八年報納本左案之通ニ而可然哉

東京大学法理文学部第八年報

十部

右印刷候ニ付納本トシテ差出候也

十五年四月十（廿）日

東京大学総理加藤弘之

文部卿福岡孝弟殿

資料十・十三

『文部省往復』明治十五年丁 A 46 三三三丁

◎発信文書（稟議書）（「東京大学」青色野紙）

①甲第三百四十四号

②「右下部に」庶務課㊦【恭次】㊦【坪内】㊦【市川／
寛繁】

③上部欄外に「送達済」の印

過般差出候本学医学部第七年報中誤脱之廉別紙正誤候二付九十(八)葉差出候條(乍御手数)可然御取計相成度候也

十五年五月三日

東京大学庶務課

文部省庶務局

受付掛 御中

資料十・十四

【文部省往復】明治十五年丙 A 45 七五七丁

◎発信文書(稟議書)(東京大学)青色野紙)

①甲第三百木(七)十六号

②総理【花押(加藤)】/全心得/全補助/幹事【花押(服部)】/教務課【花押(未判読)】③坪田④井上

/會計課⑤羽田野⑥安井/編纂課【花押(未判読)】⑦大野⑧慎/庶務課⑨恭次⑩坪内⑪市川/寛繁

③上部欄外に「送達済」の印

*朱による加筆(未判読)がさらに抹消されている。

〔番号①記入あり〕

本学年報中二記載之所務概旨及経費金并書記現員調等之件二付左之通報告局長え御照会可相成哉

本学年報中法理医学部勤務之教員并学生、徒之人員等者固も其(法理文学部并医学部者)各学年末之調査二抛り記載可致候へ其本学上所務概旨及経費金并書記等之現員者并学年末之調査二抛り記載候義は不都合ニ存候間(大学惣体ニ関シテ各学部ニ關係シ候事ニハ無之候條)右三

項者(四)曆年二抛り十二月末之調製(査)ヲ以テ記載いたし庶務掛付而者若御差支無之候哉此段為念及御問合候条至急何分之御回答有之度候也

明治十五年五月十二日

東京大学総理加藤弘之

報告課(局)長

文部少書記官小林小太郎殿

再伸 学生之内疾病等之事故ヲ以テ定期試業ヲ受クル能ハス(仍テ)次学年ニ至リテ試業ヲ受ケ合格シ卒業證書付与候モノ并医学部別課医学生及製菓学生徒之内該学部学年始メ(即チ十二月ニ)於テ卒業候モノ有之候得共是等ハ曆年二抛り記載不致事ニ有之候条此旨為念附申候也

資料十・十五

【文部省往復】明治十五年丙 A 45 七五九丁

◎受領文書(「文部省」茶色野紙)

▼②右欄外辺に印「教務課①富塚」/編纂課【花押(未判読)】/會計課【花押(未判読)】④安井⑤前田⑥樋口⑦池田/庶務課⑧恭次⑨坪内⑩市川/寛繁

③上部欄外に「供閱/総理【花押(加藤)】/全心得/補助/幹事【花押(服部)】」

◇上部に割り印の一部【省】の文字あり。
◇発信者⑥の文字は【小林】

報第百十二号

貴学年報中大学処務概旨及経費金并書記等ノ大学全体ニ

関スルモノハ曆年二抛り単ニ各学部ニ関スル教員生徒等ノ事項ハ各学年二抛り調査差支無之候哉云々甲第三百七十六号ヲ以テ御照会之趣了承候右ハ御申越之通御調査相成可然存候間此段及御回答候也

明治十五年五月廿七日

文部少書記官小林小太郎殿

報告局長

東京大学総理加藤弘之殿

追而再伸中疾病等之事故ニ抛り此(次)学年ニ至リ試業卒業證書授与并ニ医学部別課医学生等ニシテ該学部学年始ニ於テ卒業ノ者ハ曆年二抛り記載不致云、御申越之処右卒業生人員之如キハ固ヨリ学年二抛り御記載可相成候得共其試業上卒業證書ヲ授与シタル事実ノ如キハ大学ノ処務ニシテ之ヲ記載セサレハ曆年中事務ノ頭末連続不致候間其事実ハ大学処務概旨中へ御掲(記)相成可然存候

資料十・十六

【文部省往復】明治十五年丁 A 46 三八一丁

◎受領文書(「文部省」茶色野紙)

◇上部に割り印の一部【部省】の文字あり。

↑本資料は資料十・十七の別紙

*誤記と思われる。

庶第三百三十六号

大蔵省記録局ヨリ貴学三学部第一年報及医学部第一第一

第三年報欠本二付一部ツ、入用之趣依頼ニ付剩餘有之候ハ、至急御差廻シ相成度此段及御照会候也

庶務局長
文部少書記官 伴 正順

十五年六月二日

東京大学総理

加藤弘之殿

資料十・十七

『文部省往復』明治十五年丁 A 46 三八二丁

◎発信文書(稟議書) (「東京大学」青色野紙)

①甲第四百三十五号

②総理【花押(加藤)】/全心得/全補助/幹事【花押(服部)】/庶務課④【恭次】⑤【坪内】⑥【市川/寛繁】

③上部欄外に「送達済」の印

↑別紙は資料十・十六

別紙庶務局左ノ照会ニ対シ左ノ通回答相成可然哉

「番号①記入あり」大蔵省記録局左本学三学部第一年報及医学部第一、二、三年報欠本二付剩餘有之候ハ、一部ツ、御回可申云々御照会之趣致承知候然ル処該年報之義者印刷不致候ニ付別段剩餘有之候ハ、尤該報者御省年報ニ採録相成居候ニ付右ニ而承知相成候様御回答有之度此段及御答候也

明治十五年六月五日

東京大学総理加藤弘之

庶務局長
文部少書記官伴正順殿

資料十・十八

『文部省往復』明治十五年甲四 A 51 五七三丁

◎発信文書(稟議書)写し。原議欠(「東京大学」茶色野紙)

①甲第五百十七号

↑准允つき返書は、資料十・十九。文言が多少異なっている。

甲第五百十七号

本学年報進達延引之義ニ付左案之通文部省へ御上申可相成哉

東京大学年報之義本月開申可致期限有之候処教師申報中ブラウンス之分反訳方助教西松二郎へ託シ置候処同人義長崎表ニ於テ実父死去候ニ付去月十七日急速該地へ罷越未夕帰京不致候義ニ付而ハ右之分落成不致候右何分七月中途之運ニ至リ兼候条此段上申いたし置候也

明治十五年六月三十日

東京大学総理加藤弘之

文部卿福岡孝弟殿

資料十・十九

『文部省往復』明治十五年甲二 A 49 二二二丁

◎受領文書(准允つき返書の写し。原議欠) (「東京大学」

茶色野紙)

▼①対応する受領文書の番号「報第四百十九号」の記載あり。

↑稟議書は資料十・十八。文言が多少異なっている。

甲第五百拾七号

東京大学年報之義本月開申可致期限ニ有之候処教師申報中ブラウンス之分反訳方助教西松二郎へ託シ置候処同人義長崎表ニ於テ実父死去候ニ付去月十七日急速該地へ罷越未夕帰京不致候義ニ付而者右之分訳成不致候故何分本月中進達之運ニ至リ兼候条此段上申致置候也

明治十五年六月三十日

東京大学総理加藤弘之

文部卿福岡孝弟殿

書面申出之趣至急開申可致候事

但教師之申報ハ訳了次第追申可致儀ト心得ベシ

明治十五年七月五日

資料十・二十

『文部省往復』明治十五年甲一 A 48 九丁

◎受領文書(写し) (「東京大学」茶色野紙)

文部省所轄官立学校館所

年報一覽及諸規則類諸向へ配付等ノ為別記ノ部数ヲ要シ候条自今印刷ノ都度該部数可差出此旨更ニ相違候事

明治十五年六月五日

東京大学総理加藤弘之

庶務局長
文部少書記官伴正順殿

資料十・十九

『文部省往復』明治十五年甲二 A 49 二二二丁

◎受領文書(准允つき返書の写し。原議欠) (「東京大学」

茶色野紙)

文部省所轄官立学校館所

年報一覽及諸規則類諸向へ配付等ノ為別記ノ部数ヲ要シ候条自今印刷ノ都度該部数可差出此旨更ニ相違候事

明治十五年六月五日

東京大学総理加藤弘之

明治十五年七月十四日

文部卿福岡孝弟

〔改訂〕

聖上 兩皇后宮

親王

大臣參議省卿顧問

内閣

省院庁東京府

文部卿輔書記官

局課掛

調査用

準備

三部

六部

拾四部

貳部

拾四部

拾六部

拾部

拾部

拾七部

計 九拾部

資料十・二十一

『文部省往復』明治十五年乙 A 44 六四五丁

◎発信文書(稟議書) (「東京大学」青色野紙)

①甲第五百七十五号

②総理【花押(加懸)】/全心得/全補助/幹事【花押(服部)】/編纂課【花押(未判読)】③【慎】/庶務課

④【恭次】⑤【坪内】

⑥上部欄外に「送達済」の印

本学一覽開申之書面者左之通ニ而可然哉

一 東京大学第一年報 起明治十三年九月 止全十四年十二月

右進達致候也

但副本之方ハ即今謄写中ニ付出来次第進達可致候条 此旨副陳候也

明治十五年七月十七日

文部卿福岡孝弟殿

東京大学総理加藤弘之

資料十・二十二

『東京大学第一年報』巻頭

◎緒言

十年報差出しの文書は、資料十・二十一

東京大学第一年報成ル乃チ謹テ進呈ス茲ニ旧例ヲ問ハス シテ之ヲ第一年報ト為スモノ抑故アリ夫レ法理文学部並 医学部各従前年報アリ既ニ七八ヲ累ヌト雖モ本ト俱ニ大 学ノ一部局タルニ過キス今孰レニ適從シテ其後ヲ襲ガシ

ヤ況ヤ互ニ其学年ノ制ヲ異ニスルヲヤ然而シテ今ヤ法理 医文ノ四学部合シテ一統轄ニ帰ス方ニ報ヲ修ムル宜ク与 二ニ体制ニ循ハシムヘキニ似タリ顧フニ異ヲ合シテ同ト 為ス竟ニ團柄ニシテ方鑿タルヲ免レサラントス是レ此報 中法理文学部ハ其第一学年即チ明治十三年九月ニ起リ十 四年八月ニ尽キ医学部ハ其第一学年即チ明治十三年十二月

ニ起リ十四年十一月ニ尽キ特リ大学全体ニ涉ルノ事ニ於 テ延テ十二月ニ及ホシ以テ其局ヲ結フノ已ムヲ得サル所 以ナリ然リト雖モ比例ヲ前年ニ取ル者ノ如キハ間比例ニ 率ハサルモノアリ目ニ就テ年ヲ覓メ年ニ由テ頭末ヲ審ニ

セハ未タ必シモ隠ヲ惑ハシ明ヲ味シメサルナリ若夫レ 学事ノ進歩ハ喋々斯ニ多辯セス新旧ヲ参照シ実況ニ徴驗

セハ自ラ得ル所アラン蕪雜ノ管固ヨリ辞セサル所ト雖モ 変制ノ際亦免レサル所ナリ幸ニ炳鑑ヲ賜ヘ

明治十五年七月十八日 東京大学総理加藤弘之 文部卿福岡孝弟殿

資料十・二十三

『文部省往復』明治十五年丙 A 45 七六〇丁

◎発信文書(下書き) (「東京大学」青色野紙)

①甲第六百四十号

②一行目下部に「庶務課」とある。③なし。

③上部欄外に「送達済」の印

〔番号①記入あり〕

先般東京大学第一年報巻冊進達いたし置候処副本之方騰 写成功ニ付別冊差出候条可然御取計有之度候也

十五年八月十二日 東京大学 文部省報告局御中

資料十・二十四

『文部省往復』明治十五年甲三 A 50 四二六丁

◎発信文書(稟議書写し) (「東京大学」茶色野紙)

甲第九百二十八号

東京大学第一年報印刷之義左之通御同相成可然哉

本年七月十七日付ヲ以致進達候本学第一年報印刷之上夫

々ヘ配付いたし度候条此段相同候也

明治十五年十一月廿二日

東京大学総理加藤弘之代理

東京大学総理心得池田謙齋

文部卿福岡孝弟殿

資料十・二十五

『文部省往復』明治十五年丙 A 45 七六七丁

◎発信文書（稟議書）（『東京大学』青色罫紙）

①甲第九百二十九号

②総理／全心得／全補助／幹事【花押（服部）】／／編纂

課【花押（未判読）】／庶務課⑩【恭次】⑩【坪内】⑩

【市川／寛繁】

③上部欄外に「送達済」の印

本学第一年報進達之砌グロート申報差出方遅延之為差出漏相成居候処今般反訳出来候二付該年報中へ挿入方

左之通報局へ御照会相成可然哉

「番号①記入あり」

本年七月中本学第一年報進達之砌グロート義申報差出方

遅延相成候為相除差出候処目今二至リ差出且反訳出来い

たし候二付別紙式通差出候条該年報外国教師申報中ゼレ

又二一申報之前へ挿入相成候様御取計有之度此段及御照

会候也

明治十五年十一月 日

東京大学

文部省報告局

御中

大学年報の成立と展開

資料十一 明治十六年

資料十一・一

『文部省往復』明治十六年丙上 A 68 第九件

◎受領文書（『文部省』茶色罫紙）

▼②右欄外に「博物課⑩【久原】／／庶務課⑩【坪内】

⑩【市川／寛繁】

▼③上部欄外に「供閑／総理【花押（加藤）】／□心得／

□補助／幹事【花押（服部）】但し□の部分は製本裁

断のため欠落

◇印の文字は【文部省／報告局】

◇上部に割り印の一部【部省】の文字あり。

報第拾五号

文部省年報調製上要用候間貴学理学部博物場明治十四年

中ノ来観人員（教員学生ヲ除ク）至急御調査御差出相成

度此段御照会候也

明治十六年一月十八日

東京大学

文部省報告局

御中

資料十一・二

『文部省准允』明治十六年 E 2 第六九件

◎受領文書（准允つき返書）（『東京大学』茶色罫紙）

▼①対応する文書の番号「報第四十五号」の記載あり。

▽右欄外上部に「第九三二号」の記載（文部省側の番号

か）

◇上部欄外に割り印の一部【部省】の文字あり。

◇文部省側印の文字は【文部卿／代理印】

◇東大側印の文字は【東京大学／総理之印】

↑稟議書は資料十・二十四

甲第九百廿八号

本年七月十七日付ヲ以テ致進達候本学第一年報印刷之上

夫々へ配付致度候条此段相伺候也

明治十五年十一月二十二日

東京大学総理加藤弘之代理

東京大学総理心得池田謙齋

文部卿福岡孝弟殿

「四行空行。その間に改頁あり」

同之趣聞届候事

明治十六年二月廿日

資料十一・三

『文部省往復』明治十六年甲 A 66 第一二二件

◎発信文書（稟議書）（『東京大学』青色罫紙）

①甲第五百四十六号

②総理【花押（加藤）】／全心得／全補助／幹事【花押（服部）】／編纂課⑩【慎】／庶務課⑩【恭次】⑩【坪内】

ス尚全報ヲ覧閱シテ照諒セラレンコヲ希フ謹具

省院庁東京府 十三部

⑩【石原】

明治十六年七月 東京大学総理加藤弘之

文部卿輔書記委任已上 廿九部

③上部欄外に「送達済」の印

文部卿福岡孝弟殿

内閣用 二部

局課（掛）用 拾部

④上部欄外に赤の附箋（至急の意味）の貼ってあった跡がある。

資料十一・五

『文部省往復』明治十六年丙上 A 68 第一六件

調査用 十部

「番号①記入あり」

①甲第七百〇二号

◎発信文書（稟議書）（「東京大学」青色野紙）

准備 十七部

再伸 副本之義ハ即今騰写致居候ニ付出来次第進達可致候此段副申候也

②総理【花押（加藤）】／全心得／全補助／幹事【花押（服部）】／庶務課⑩【恭次】⑩【石原】

③上部欄外に「送達済」の印

③上部欄外に「送達済」の印

資料十一・四

『東京大学第二年報』巻頭

「番号①記入あり」

東京大学第一年報 百三部

①甲第七百〇二号

◎発信文書（稟議書）（「東京大学」青色野紙）

①甲第七百号

『文部省往復』明治十六年丙上 A 68 第一五件

東京大学総理加藤弘之

②総理【花押（加藤）】／全心得／全補助／幹事【花押（服部）】／庶務課⑩【恭次】⑩【石原】

東京大学第一年報諸向配付之為メ左案ヲ以テ文部省へ可差出哉

東京大学第一年報納本者左之通ニ而可然哉

明治十六年七月十四日

右印刷候ニ付納本拾部差出候也

右印刷候ニ付納本拾部差出候也

明治十六年九月十六日

東京大学第二年報編纂出来ニ付左案御進達可相成哉

『文部省往復』明治十六年丙上 A 68 第一六件

◎発信文書（稟議書）（「東京大学」青色野紙）

『文部省往復』明治十六年丙上 A 68 第一四件

東京大学第一年報

右印刷候ニ付納本拾部差出候也

右印刷候ニ付納本拾部差出候也

明治十六年九月十四日

東京大学第二年報編纂成ル乃チ例ニ遵テ進呈ス此年間ニ於ル較著ノ項目ハ医学部豫科ヲ東京大学豫備門ニ合併シ豫備門ヲ東京大学豫備門本贅豫科ヲ東京大学豫備門分贅トシ并ニ古典講習ノ一科ヲ新設スル等ニシテ其他四学部合併以来学制規則ノ不便ナルモノニ改正ヲ加フル鈔カラ

文部省 御中

親王 六部

大臣参議内閣顧問宮内卿 十三部

十年報差出しの文書は、資料十一・三

明治十六年九月十四日

文部省 御中

資料十一・七

東京大学第二年報

文部省 御中

親王 六部

大臣参議内閣顧問宮内卿 十三部

東京大学第一年報

文部省 御中

親王 六部

大臣参議内閣顧問宮内卿 十三部

東京大学第一年報

文部省 御中

親王 六部

大臣参議内閣顧問宮内卿 十三部

東京大学第一年報

文部省 御中

親王 六部

大臣参議内閣顧問宮内卿 十三部

東京大学第一年報

文部省 御中

親王 六部

大臣参議内閣顧問宮内卿 十三部

東京大学第一年報

文部省 御中

親王 六部

大臣参議内閣顧問宮内卿 十三部

東京大学第一年報

文部省 御中

親王 六部

大臣参議内閣顧問宮内卿 十三部

東京大学第一年報

文部省 御中

親王 六部

大臣参議内閣顧問宮内卿 十三部

東京大学第一年報

文部省 御中

親王 六部

大臣参議内閣顧問宮内卿 十三部

東京大学第一年報

文部省 御中

親王 六部

大臣参議内閣顧問宮内卿 十三部

東京大学第一年報

文部省 御中

親王 六部

大臣参議内閣顧問宮内卿 十三部

東京大学第一年報

文部省 御中

親王 六部

大臣参議内閣顧問宮内卿 十三部

東京大学第一年報

文部省 御中

親王 六部

大臣参議内閣顧問宮内卿 十三部

東京大学第一年報

文部省 御中

親王 六部

大臣参議内閣顧問宮内卿 十三部

東京大学第一年報

文部省 御中

親王 六部

大臣参議内閣顧問宮内卿 十三部

東京大学第一年報

文部省 御中

親王 六部

大臣参議内閣顧問宮内卿 十三部

東京大学第一年報

文部省 御中

親王 六部

大臣参議内閣顧問宮内卿 十三部

東京大学第一年報

文部省 御中

親王 六部

大臣参議内閣顧問宮内卿 十三部

級生幾何有之ヤ其數一目シテ瞭然相成候様記載致シ難ク

教員ノ數ニ於テモ学年末ノ數ヲ記セザレハ其学年ノ〔学〕
生〔々〕徒ト關係及前年〔学〕トノ増減比例等分明ナリ難

キ筋ニ付教員学生、徒ノ調査ハ從前之通各学部各變ノ学

年末調ヘニ致シ候方可然尤曆年末即チ十二月末ノ調ヘモ

要用ニ可有之ニ付是ハ別項ニシテ教員学生、徒ノ現員ノ

ミヲ記載相成リ可然且ツ是迄三学部及豫備門本變ニ於テ

ハ七月十一日ヨリ九月十日迄ノ生徒入退学死亡等ノ數

〔ハ〕学年末即チ七月十日已後ノ事項ニ〔係リ〕候故

年報中記載方不便少カラス候ニ付將來ハ七月十一日ヨリ

九月十日迄ノ員數等ハ都テ次学年ニ相加ヘ候事ニ決セラ

ル、カ又ハ三学部及豫備門本變ノ学年ヲ断然相更メ七月

十一日ニ始リ翌年七月十日ニ終リ候事ニ決セラレ度是亦

併セテ附述候也 教務課【花押（未判読）】

記録掛⑩【白木】

資料十一・十
『文部省往復』明治十六年甲 A 66 第一四件

◎受領文書（『文部省』茶色野紙）
↑本資料は資料十一・十一の別紙

◇圖の文字は『文部省／報告局／長之印』

資料十一・九
『文部省往復』明治十六年丙上 A 68 第一八件

◎受領文書（『文部省』茶色野紙）

▼②右欄外辺に「教務課⑩【花押（未判読）】／會計課

⑩【安井】⑩【小泉】／記録掛⑩【白木】／編纂課【花

押（未判読）】【花押（未判読）】／庶務課⑩【恭次】

⑩【市川／寛繁】⑩【石原】

▼③上部欄外に「供閱／総理【花押（加藤）】／心得／

補助／幹事／豫備門長」

◇上部に割り印があるが擦れて読み取れない。

報第三百五十五号

貴学年報ノ儀ニ付縷々御照会之趣委曲承了從來直轄学校

ニ限リ学年ニ抛リ調査スルノ件ニ就而者本局ニ於テモ折

角考案中ニ有之候ニ付尚熟議ノ上追テ何分ノ御報ニ可及

ト存候此段及回答候也

報告局長

明治十六年十一月十二日 文部権大書記官小林小太郎

東京大学総理加藤弘之殿

資料十一・十

『文部省往復』明治十六年甲 A 66 第一四件

◎受領文書（『文部省』茶色野紙）

↑本資料は資料十一・十一の別紙

◇圖の文字は『文部省／福岡孝弟之印』

其学年報從來教員学生生徒書籍器械等ハ学年末ノ調査ニ

抛リ其現員記載致來候処自今都テ曆年ノ調査ヲ以テ記載

シ翌年三月限可差出此旨相違候事

明治十六年十二月三日 文部卿福岡孝弟 圖

東京大学

報告局長

明治十六年十二月三日 文部権大書記官小林小太郎

東京大学総理加藤弘之殿

資料十一・十一

『文部省往復』明治十六年甲 A 66 第一四件

◎受領文書（『文部省』茶色野紙）

▼②右欄外辺中央から下部にかけて「教務課【花押（未判読）】／會計課⑩【羽田野】⑩【安井】⑩【小泉】／

記録掛⑩【白木】／編纂課【花押（未判読）】／庶務課⑩【恭次】⑩【市川／寛繁】⑩【石原】

▼③上部欄外に「供閱／総理【花押（加藤）】／全心得／全補助／幹事【花押（服部）】／医学部通知済／豫備門

長」

◇圖の文字は『文部省／報告局／長之印』

◇上部に割り印の一部【省】の文字あり。

↑別紙は資料十一・十

報第三百九十一号

十一月十日付ヲ以テ貴学年報調査方ノ儀ニ付御照会之趣

有之候ニ付熟議ノ上可及御回答旨其節申進置候処本日別

紙之通達相成候条右ニテ御領承相成度尤モ曆年ノ調査ニ

改正相成候トモ尚学年末ノ調査ニ係ル教員学生生徒及書

籍器械等ノ員數ハ本省処務上参考ノ為メ緊要ニ付年報中

該統計ヲモ記載相成候様致度御回答旁此段申進候也

明治十六年十二月三日 文部権大書記官小林小太郎

東京大学総理加藤弘之殿

資料十一・十二

『文部省往復』明治十六年甲 A 66 第八七件

◎発信文書(稟議書)〔「東京大学」青色野紙〕

①甲第十六号

②総理【花押(加藤)】/全心得/全補助/幹事【花押(服部)】/會計課⑩【羽田野】⑩【安井】/編纂課【花押(未判読)】/庶務課主任⑩【恭次】/同常務掛⑩【市川/寛繁】【花押(未判読)】

③上部欄外に「送達済」の印
↑准允つき返書は資料十二・一

本学第二年報印刷之義左案ヲ以テ御伺可相成哉

〔番号①記入あり〕
起明治十四年九月
東京大学第二年報 止同十五年十二月

右者印刷之上夫、配付致度候条此段相伺候也
明治十六年十二月廿八日 東京大学総理加藤弘之
文部卿大木喬任殿

資料十二 明治十七年

資料十二・一

『文部省准允』明治十七年 E 3 一〇丁

◎受領文書(准允つき返書)〔「東京大学」茶色野紙〕

①対応する文書の番号「第五十五号」の記載あり。

②右欄外に「會計課【花押(未判読)】⑩【安井】⑩

【小泉】/編纂課【花押(未判読)】/庶務課⑩【市川/寛繁】⑩【石原】

③上部欄外に「供閱/総理【花押(加藤)】/心得/補助/幹事【花押(服部)】

▽右下部に文部省の受領番号「文受第八百六号」あり

◇准允の印の文字は【文部卿/大木喬任/之印】

◇上部に割り印の一部【省報告局】の文字あり

◇東大側印の文字は【東京大学/総理之印】

↑稟議書は資料十一・十二

甲第十〇六号

東京大学第二年報 起明治十四年九月 止同十五年十二月

右者印刷之上夫、え配付致度候条此段相伺候也

明治十六年十二月廿八日 東京大学総理加藤弘之印

文部卿大木喬任殿

〔七行空行。その間に改頁あり〕

伺之趣聞届候事

明治十七年一月三十一日印

資料十二・二

『文部省往復』明治十七年乙一 A 72 一一〇丁

◎受領文書(回達写し)〔「東京大学」茶色野紙。別紙も同じ〕

②右欄外上部から下部にかけて「會計課⑩【小泉】⑩【頼戸】⑩【安井】/寄贈掛⑩【伊藤】/庶務課⑩【恭次】⑩【坪内】⑩【市川/寛繁】

③上部欄外に「供閱/総理【花押(加藤)】/心得/補助/幹事【花押(服部)】」但し□の部分は製本裁断のため欠落

③上部欄外に「医学部通知済」の印あり。

回第四拾号

出版図書刻成納本之儀者図書局江送付スベキ旨別紙之通内務書記官ヨリ申越候条為御心得此旨及御回達候也

明治十七年三月三日 文部権大書記官伴 正順
庶務局長

東京大学幹事服部一三殿

外 略ス

〔別紙〕

出版図書刻成納本之儀者当省図書局へ差出スヘキ旨今般告示候ニ付御庁ニ於テモ自今同局へ御送付有之度此段申進候也
追而明治十四年五月廿七日第四四九号ヲ以御送付置候
納本書式宛名者図書局長ニ改正候也
十七年二月廿八日 内務書記官

省院庁

御中

資料十二・三

「校中往復」明治十七年 D12 七九丁

◎稟議書(学内決定) (「東京大学」青色野紙)

①無番号

②総理【花押(加藤)】/同心得/同補助/幹事/豫備門長【花押(杉浦)】/庶務課⑩【恭次】⑩【坪内】⑩

【市川/寛繁】/編纂課【花押(未判読)】/教務課【花押(未判読)】/記録掛⑩【白木】

本学法理文学部并豫備門本變之学年ハ九月十一日ニ始リ七月十日ニ終リ候故七月十一日ヨリ九月十日迄ハ学年外

之日日ニ属シ候ニ付是迄年報ヲ編制候ニ当リ学年一周年(十一月)之事項ニおゐて其統計ヲ記シ候時ニハ右学年外

之日日ヲ両分シ七月十一日より八月卅一日迄之事項ハ前

学年之末ニ含記シ九月一日より同十日迄之事項ハ後学年

之始メニ含記致来候処前述之通之記載方ニテハ統計上ニ

おゐて員数正確ならざる者ニ有之(例ハハ七月十日豫備

門ヲ卒業シ同十一月日本学々生トなる者之如キハ同学年之

統計ニおゐて七月十日迄ハ豫備門之統計中ニ居リ十一月

日後ハ本学之統計中ニ居ルノ類)不都合ニ候条自今更メ

テ七月十一日より九月十日迄ハ後学年ノ始メニ含附(例

ハハ明治十五年七月十一日ヨリ十六年七月十日迄ヲ大学

紀元第七学年ト看做(做)シ以降コレニ準ス)致シ学年

一周年之統計ハ即チ七月十一日より翌年七月十日迄ヲ一

計算ニ致候事ニ相定メ度此段相同候也

(但曆年ニ抛リ候調査ハ文部省達ヲ遵奉可致候也)

明治十七年三月十日

資料十二・四

「校中往復」明治十七年 D12 三十二丁

◎達(稟議書) (「東京大学」青色野紙)

①無番号

②総理【花押(加藤)】/全心得/公補助/幹事【花押(服部)】/庶務課主任⑩【恭次】/同常務掛⑩【坪内】

③【市川/寛繁】

③上部欄外に「達済」の印

↑総理の名が書かれていないが、学内の達であるので、

総理の名で発せられたとみてよいであろう。

年報開申之義左案之通天象台及氣象台観測方え御達可

相成哉

天象台観測方

氣象台観測方

自今其台ニ於テ一ケ年間ニ処理セシ事務之概要ニ付毎年

一月三十一日限り年報可差出此旨相違候事

(但昨年一月ヨリ十二月迄之年報ハ此際可差出候事)

明治十七年四月十六日

資料十二・五

「文部省往復」明治十七年乙一 A72 一六二丁

◎受領文書(「文部省」茶色野紙。別紙も「文部省」茶

色野紙で、外務省から文部省への公文書の写し。但し

翻刻しなかつた別紙の別紙の野紙は「外務省」茶色野

紙)

▼②右欄外中央辺から下部にかけて「教務課【花押(未判

読)】【花押(未判読)】【花押(未判読)】⑩【川上】/

庶務課⑩【恭次】⑩【伊藤】⑩【市川/寛繁】

▼③上部欄外に「供閱/総理【花押(加藤)】/〃心得/

□補助/幹事【花押(服部)】」但し□の部分は製本裁

断のため欠落。

▽別紙右欄外上部に「文部省官二五九号」とあり。

▽別紙右欄外下部に「文部受第千四百二十三号」とあり。

◇箇の文字は【文部省/庶務局/長之印】

◇上部に割り印の一部【局】の文字あり。

◇上部に割り印の一部【省】の文字あり。

↑別紙の別紙(「公信抄録」と「ナチヨナル新聞抄訳」

の二通。いずれも「外務省」茶色野紙に書かれている

は翻刻に当って省略

↑省略した別紙の別紙の内容を見ると、東京大学が当時

既にほぼ毎年刊行していた欧文の「大学一覽」(Cale-

ndar)のことを年報と誤解していることがわかる。

庶第五百六十一号

在伯林本邦領事「カル、ウォルフソン」江曾テ貴官ヨリ

寄贈相成タル東京大学年報之儀ニ付外務省公信局長ヨリ
別書き之通申来候間則チ右書類及御回送候也

明治十七年六月廿一日 庶務局長
文部権大書記官伴正順印

東京大学総理加藤弘之殿

〔別紙〕
公第一四号

在伯林本邦領事カル、ウオルフソン儀曾テ東京大学総理
ヨリ寄贈相成タル該大学年報之儀ニ付新聞紙壹葉相添別
紙公信抄訳之通申来候ニ付右公信抄訳新聞紙訳文共ニ差
進候御落手相成度候也

公信局長
明治十七年六月十九日 外務大書記官浅田徳則

文部省

書記官

御中

官 印

資料十二・六

『東京大学第三年報』巻頭

◎緒言

十年報差出しの文書は未発見

十日付を『文部省第十一年報』から補った。

大学年報の成立と展開

第一年報第二年報ニ於テハ大学改設ノ際諸事紛糾ニ属セ
シヨ以テ其載記スル所ノ款項支離体ヲ成サス頗ル隔靴ノ
歎ヲ免レサリシモ今ヤ略縮ニツキ復タ旧轍ヲ襲スヘキニ
非サレハ本報ニ於テハ特ニ前年ノ例ヲ更メ一切曆年ニ擬
テ纂輯編次セリ庶幾ハ之ニ由テ一月ヨリ十二月ニ通シテ
瞭然掌ヲ指スカ如キアラン但法理文学部医学部互ニ学年
ノ制ヲ異ニシ各其年末ヲ以テ授業ノ局ヲ結フヲ以テ教師
教授ノ申報ニ至テハ独学年ニ從ハシメサルヲ得ス是レ其
殊例トナス所ニシテ且ツ事ノ計數ニ係ルモノモ前年トノ
比例ヲ失ハサラシメンカ為メ皆各其学年ノ表ヲ副ヘリ加
之法理文学部ノ学年末ヲ劃ルニ從前八月三十一日ヲ以テ
セル如キ本ト一時ノ便宜ニ出テシ所ナレハ亦渾テ七月十
日ニ改正セリ其他此年間ニ於ル施設ノ著キモノハ別課法
学科ヲ創置セル等ニシテ便チ全報ヲ通閱セハ以テ要領ヲ
得ルニ足ラン茲ニ稿成ルヲ以テ例ニ遵ヒ謄写申呈ス謹テ
垂鑒ヲ祈ル

垂鑒ヲ祈ル

明治十七年七月「十六日」東京大学総理加藤弘之

文部卿大木喬任殿

資料十二・七

『文部省往復』明治十七年之一 A 72 一三三丁

◎受領文書（文部省）茶色罫紙

▼◎右欄外辺中央から下部にかけて「会計課」〔未判

読〕①【安井】②【正意】③【瀬戸】④【小川】⑤

【宮重】／寄贈掛⑥【伊藤】／庶務課⑦【恭次】【花

押（未判読）⑧【かもち】⑨【助安】

▼③上部欄外に「供閱ノ総理【花押（加藤）】／心得ノ

補助ノ幹事【花押（服部）】

▼④上部欄外右に「調度へ通スヘシ」（加藤の文字では

ないかと思われぬ）

◇図の文字は【文部省／庶務局】

◇上部左に割り印の一部【省】の文字あり。

◇上部中央に割り印の一部【局】の文字あり。

庶第千九号

各官庁ニ於テ著訳ノ刊行図書其他ノ刊行物ニシテ太政官

文庫へ蒐集限外ノモノ事務上参考トシテ文庫へ蒐集保存

可相成ニ付可差出旨文書局ヨリ照会之候条貴学ニ於テ

自今印行ノモノハ同官文庫へ送致ノ分老部宛当局へ御回

付相成度此段及御照会候也

明治十七年十月三十一日

文部省 庶務局印

東京大学 御中

資料十二・八

『校中往復』明治十七年 D 12 八九丁

◎稟議書（学内決定）（「東京大学」青色罫紙）

①無番号

②総理【花押(加藤)】「付属教員ナキ者ハ勿論他人實記セシムヘシ」(上部欄外に記載)／同心得／同補助／幹事【花押(服部)】「附属教員無之節ハ適當ノ人ニ託シ反訳料ヲ払フベシ」／長◎【矢田部】【花押(杉浦)】◎【穂積】◎【參宅】◎【外山正一】／教務課【花押(未判読)】【花押(未判読)】◎【可馬】◎【鈴木】◎【早口】◎【堤】◎【花押(未判読)】／會計課◎【未判読】◎【羽田野】◎【安井】／記録掛◎【未判読】／庶務課主任◎【恭次】／同常務掛◎【市川／寛繁】◎【坪内】◎【石原】

*三つの◎は、この追加部分と最後の朱記追加部分の間辺に押されている。

自今外国教師中申報書并ニ官報資料等差出候節右翻譯之義其教師付属之教員及医員等へ御命シ相成勝(候節)ハ運而翻譯料ハ交付不相成候事ト御定メ置相成可然哉此段仰決裁候也

(但シ極メ「テ」長文或ハ至急ヲ要シ「候」申掛并於并翻譯料者其部度御詮議相成可然乎)

十七年十一月十三日 (◎【矢田部】◎【市川／寛繁】◎【外山正一】) (附属教員無之節者如何◎【穂積】)

資料十二・九

『校中往復』明治十七年 D 12 七六丁

◎達(稟議書) (「東京大学」青色野紙)

①無番号

②総理【花押(加藤)】／全心得／全補助／幹事／庶務課主任五十嵐恭次◎【恭次】「庶務課主任」の部分は「五十嵐恭次」の右肩の部分に書かれている。／庶務課常務掛◎【坪内】◎【石原】

③上部欄外に「達済」の印

自今年報へ掲載之図書器品増減表ハ各学部之區別ヲ廃止且歷年末之調査表ノミ可差出段左案ヲ以テ図書器品両課へ御達可相成哉

各通

図書課 器品課

従前其課ヨリ年報へ掲載之為メ差出来候図書器品増減表之義ハ法理文学部及医学部之區別有之且ツ歷年末并学年末調査之二表ニ候処自今各学部之區別ヲ廃止更ニ東京大学図書増減表ト題シ歷年末之増減表ノミ差出ベシ此旨相達候事

(但毎年二月十五日迄ニ無遅滞可差出候事)

明治十七年十二月(九日)

(惣理姓名)

資料十三 明治十八年

資料十三・一

『文部省往復』明治十八年甲 A 76 二二五丁

◎発信文書(稟議書) (「東京大学」青色野紙)

①甲第百二十九号

②総理【花押(加藤)】／全心得／副総理／総理補助／幹事／會計課◎【未判読】◎【安井】◎【正意】／編纂課【花押(未判読)】／庶務課主任／全常務掛◎【市川／寛繁】石原助安◎【石原】「石原助安」は「全常務掛」の左脇に書かれている

③上部欄外に「達達済」の印

↑准允付き返書の写しは資料十三・二

第三年報印行之義左按之通文部省江御伺出相成可然乎此段相候也
番号①記入あり
本学第三年報印行之上夫、頒布致度(別冊相添)此段相候也

明治十八年三月二日

東京大学総理加藤弘之

文部卿伯爵大木喬任殿

資料十三・二

『文部省准允』明治十八年 E 3 二二丁

◎受領文書(准允つき返書) (「東京大学」茶色野紙)

▼①対応する文書の番号「専第百〇四号」の記載あり。

▼②右欄外下部に「庶務課⑩【秋月】⑩【市川／寛繁】

⑩【石原】

▼③上部欄外に「供蘭／総理【花押（加藤）】／〃心得／

副総理【花押（未判読）】／総理補助

▽右欄外に上から順に文部省側による記載として「第三

二十九号」「明治十八年二月二日受」【文受第二百四号】

の記載があり、その下に⑩【倉光】がある。

◇准允の圓の文字は【文部卿／大木喬任／之印】

◇上部欄外左側に割り印の一部【部省】の文字あり。

◇東大側圓の文字は【東京大学／総理之印】

◇上部欄外に東京大学の割り印の一部【東京】の文字あり。

↑稟議書は資料十三・一

甲第二百二十九号

本学第三年報印行之上夫、頒布致度別冊相添此段相伺候也

明治十八年三月二日

東京大学総理加藤弘之圓

文部卿伯爵大木喬任殿

伺之通

明治十八年三月二十四日圓

資料十三・三

「東京大学第四年報」巻頭

◎緒言

十年報差出しの文書は未発見

*月を「文部省第十二年報」から補った。

東京大学第四年報編纂成ル例ニ遵テ繕写進呈ス此年間ニ於テハ理学部中造船学科ノ創設ヲ以テ較著ナルモノトシ

餘ハ前年ニ比シテ甚シク更革更改セシ件項アラス但報中

特ニ植物園圖書課器品課ノ学年表ヲ削除スルモノハ三所

共ニ二十七年中ヲ以テ（各々）其所屬ノ学部ヨリ移シテ東

京大学ニ直隸セシメ復タ学年ノ名称ヲ加フヘキニアラサ

ルヲ以テナリ其他損益補改スル所ノ項目ハ全報ヲ通閱シ

テ領会セラレンコトヲ冀望ス謹具

明治十八年「九」月

東京大学総理加藤弘之

文部卿（伯爵）大木喬任殿

資料十四 明治十九年

資料十四・一

「分科大学往復」明治十九年 D19 三七丁

◎発信文書（控え）（「帝国大学」青色小型野紙）

①無番号

◇圓の文字は【帝国大学／書記官永／井久一郎印】

東京大学第五年報 起明治十八年一月 止全 十二月

右年報編纂可相成ニ付元東京大学教員（内外）ニテ現今

各分科大学教員ト相成居候向え前学年受持学科之申報至

急差出候様御達相成度此段及御照会候也

但右申報ハ本月三十一日迄ニ御回付有之様致度此旨附

述候也 明治十九年五月十五日

帝国大学書記官圓

医科大学長殿⑩【大沢】

文科大学長殿⑩【外山正一】

理科大学長殿⑩【菊池】

法科大学 ⑩【川上】

御中

資料十四・二

「東京大学第五年報」巻頭

◎緒言

十年報差出しの文書は未発見

本年三月帝国大学令發布セラル是ニ於テ本学元東京大学ノ事業ヲ継続セリ因テ明治十八年中該学ニ於テ処理セシ

諸般ノ事項ヲ調査シ以テ東京大学第五年報ヲ編纂シ之ヲ
進呈ス此年間ニ於ケル該学事業ノ梗概ハ全報ヲ通覧シテ
照諒セラレンコトヲ冀望ス謹具

明治十九年八月 帝国大学総長渡辺洪基

文部大臣森有礼殿

補遺

資料五・補遺

「文部省往復」明治十年丙 A 20 五一〇丁

◎受領文書（「文部省」茶色野紙）

▼③上部欄外右に「答済」の記入

学第三百六拾三号

客年八月中貴校印刷ノ規則一覽書等各院省庁衙并官立学
校等へ廻付之儀ニ付云々照会之末御回答之趣モ有之候処
官院省使等へハ当省ヨリ配付方可取計候条兼而御差出可
相成拾部ノ外尚拾壹部ツ、当省へ御差出有之度此段更ニ
申進候也

明治十年二月十五日

文部省学務課長

東京開成学校

御中

資料九・補遺

「文部省往復」明治十四年甲 A 34 七八五丁

◎発信文書（稟議書）（「東京大学」／法理文／学部及／
豫備門）青色野紙。但し別紙は、「東京大学」／法学部

／理学部／文学部「茶色野紙」

①丁第三号

②綜理【花押（加藤）】／全補【花押（服部）】／調度掛

③【小泉】／會計掛④【羽田野】／記録掛【花押（未判
読）】【花押（未判読）】⑤【坪内】

↑目録中にメモしたマークがあるが省略した。

兼而御達相成居候第二回内国勸業博覧会開場中本部及豫
備門ヨリ教育博物館構内教育品陳列場へ可差出物品（別
紙目録之通本日該場へ回達（致候尤附箋之分ハ不日可差
出）候条此段上申候也

明治十四年一月廿日

東京大学三学部綜理
加藤弘之

文部卿河野敏謙殿
再伸右出品者該場閉鎖後ハ御返戻有之様いたし度此旨も
豫メ添申候也

〔別紙〕

文部省教育品陳列場出品概目録

法○学○部
理○学○部
東○京○大○学○学○部
東○京○大○学○理○学○部
文○学○部

〔略〕

撮影之部

出版書之部

〔略〕
一東京大学法理文部年報^{（マ）} 第二二年報ヨリ第六年報マテ 五冊

生徒試業答書ノ部 明治十三年六月ノ分

〔略〕
描画之部

教科書及参考書之部

〔略〕

〔もう一つの別紙「文部省教育品陳列場出品目録」（「東
京大学豫備門」茶色野紙）は、年報関係部分がないので
省略〕

（しよざわ じゅん 群馬大学教育学部助教授）